

明石市第 5 次障害者計画（案）の策定について

本市における障害者施策について、障害者基本法の規定に基づき、障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定め、分野ごとに障害者の自立と社会参加を支援するための基本的施策を策定する「明石市第 5 次障害者計画」につきまして、12 月議会での報告後、パブリックコメントによる意見公募、明石市地域自立支援協議会での審議を経て最終案がまとまりましたので、別添のとおり報告いたします。

1 計画策定の趣旨

本市において着実に実を結びつつある障害のある市民とない市民の支え合いによるやさしい共生のまちづくりの基本的な方向性をさらに推進していくために、本計画では、主に公共施設及び公共交通機関をはじめ民間施設等の生活環境整備を課題とする「ユニバーサルデザインへのまちづくり」と、個々の生活ニーズに対応できる障害福祉サービスや地域医療の充実、教育、就労支援を通じた障害理解と合理的配慮の促進などを課題とする「心のバリアフリー」に向けた施策を進めていきます。

2 計画の期間

2019 年 4 月から 2024 年 3 月まで

3 意見公募の結果

2018 年（平成 30 年）12 月 17 日（月）から 2019 年（平成 31 年）1 月 18 日（金）までの期間でパブリックコメントを実施した結果、17 件（5 名）の意見応募がありました。

<主な意見と市の考え方>

（1）公共交通機関の利用について

バスやタクシーの利用の際に困ったこと（急発進の怖さ、筆談ボードの設置）への改善やユニバーサルデザインタクシーのわかりやすい周知と今後の取組を求める意見があり、市では、交通事業者に乗務員研修等を通じて適切な合理的配慮の対応を促し、ユニバーサルデザインタクシーやノンステップバスの導入支援を引き続き行うこととします。

（2）災害時の支援について

視覚障害者は一人で避難できない、聴覚障害者は避難所で停電のときに筆談ボードが使えないなどの意見があり、市では、障害者が避難しやすい方法と災害情報を迅速・正確に伝えることができる仕組みを構築するために関係部署、関係団体と協議を行いながら取組を進めていきます。

（3）福祉サービスの提供について

グループホーム、ショートステイ等は、どの程度改善されたのか、特に精神障害者用の短期入所施設が必要という意見があり、市では、障害福祉サービスについてのニーズは年々増加傾向にあり、特にショートステイの拡充では、当事者や家族からのご要望があることを踏まえ、事業所開設促進に向けできる限りの取組を検討してまいります。

（4）コミュニケーション支援について

視覚障害により意思疎通が困難な場合の音訳や点字・点訳の理解、普及を求める意見があり、市では、手話通訳者、要約筆記者の派遣や点字（訳）・音訳等がより市民に周知され利用しやすくなるよう充実を図っていきます。

(5) 雇用と就労支援について

精神障害者等の雇用が進んでいないため具体的施策の検討が必要という意見があり、市では、関係者のご意見をお聴きしながら就労支援機関との連携を強化し、平成30年度から導入された国の就労定着支援事業を踏まえて定着率向上に向けた支援を行ってまいります。

4 計画素案からの主な修正事項

【変更前】	【変更後*下線部分】
<p>(P.54)1-2 移動・交通手段の整備</p> <p>1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援</p> <p><u>①乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を交通事業者に働きかけるとともに、ノンステップバスの導入支援を行います。</u></p> <p>(P.66)4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成</p> <p>1 <u>手話通訳者の確保・養成</u></p> <p><u>①手話ボランティア養成講座などの開催を通じて、手話通訳者の確保・養成を図ります。</u></p> <p>2 <u>点訳ボランティアの確保・養成</u></p> <p><u>①点訳ボランティア養成講座などの開催を通じて、点訳ボランティアの確保・養成を図ります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(P.70)5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実</p> <p>8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実</p> <p>① (略) ② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(P.71)5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の実施</p> <p>1 障害のある子どもに対する教育の充実</p> <p><u>①特別支援教育に関する校内外委員会を設置し、<u>校園の支援体制の確立を推進します。</u></u></p> <p>② (略)</p> <p><u>③個別指導計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた指導の充実を図ります。</u></p>	<p>(P.54) 1-2 移動・交通手段の整備</p> <p>1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援</p> <p><u>①誰もが移動しやすい環境を整備するために、対象利用者、提供すべきサービスなどの地域の実情を踏まえ、ユニバーサルデザインタクシーや、乗降負担の少ないノンステップバスの積極的な導入を交通事業者に働きかけ、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入支援を行います。</u></p> <p>(P.66) 4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成</p> <p>1 <u>手話通訳者・要約筆記者の確保・養成</u></p> <p><u>①手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成を図ります。</u></p> <p>2 <u>点訳・音訳ボランティアの確保・養成</u></p> <p><u>①点訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアの確保・養成を図ります。</u></p> <p>3 <u>盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成【新規】</u></p> <p><u>①盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成を図ります。</u></p> <p>(P.70)5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実</p> <p>8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実</p> <p>① (略) ② (略)</p> <p>9 <u>関係機関との連携の推進【新規】</u></p> <p><u>① 障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関の連携を推進します。</u></p> <p>(P.71)5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の実施</p> <p>1 障害のある子どもに対する教育の充実</p> <p><u>①特別支援教育に関する校内外委員会を設置し、<u>障害のある子どもの実態把握や、関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制の確立を推進します。</u></u></p> <p>② (略)</p> <p><u>③支援が必要な子どもに対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。</u></p>

5 今後の予定 2019年(平成31年)3月末策定予定

明石市第5次障害者計画

【案】

2019年（平成31年）3月

明 石 市

目次

第1章 総論.....	1
はじめに.....	1
明石市の地理的条件	2
1. 計画策定にあたって	3
2. 本計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係.....	7
3. 計画の推進体制	10
第2章 第4次計画の現状と課題	13
1. 第4次計画の検証から施策目標設定までのプロセス	13
2. 第4次計画の検証及び各種調査の実施	14
3. 計画策定において踏まえるべき課題	43
第3章 本計画の基本理念と基本目標	48
1. 本計画の基本理念	48
2. 本計画の基本目標	48
3. 課題と施策の対応表	50
第4章 各論	52
基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために.....	52
基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	56
基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	61
基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	65
基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	68
基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援.....	72
基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために.....	76
基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために.....	78
資料編	82
1. 統計資料.....	82
2. 明石市地域自立支援協議会の委員構成	89
3. 策定経過.....	90
4. 用語説明.....	91

◆本計画書における年号の表記について

本計画書内では、2019年3月31日以前の年については平成、2019年4月1日以降は西暦で表記しています。図表やグラフについては、2019年3月31日以前のみのデータを掲載する場合は平成、2019年4月1日以降のデータも掲載する場合は西暦で表記しています。

第1章 総論

はじめに

明石市（以下「本市」という）では、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（以下「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（以下「障害者配慮条例」という）などの条例整備や、全国で初めての合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の創設など、障害のある人もない人もともに支え合い、誰もが安心して暮らせる「やさしいまちづくり」の実現に向けた様々な取り組みを、障害のある人や支援者、事業者などと、協力して進めてきました。

とくに一人ひとりを大切にする「やさしいまちづくり」を進めていく本市の方向性は、国際的な共通目標「SDG s（Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標）」の「誰も置き去りにしない」という理念と合致しています。その理念をより実効性の高い施策へと導き、マイノリティや社会的弱者、子どもから高齢者まで、すべての人たちが大切にされ、安心して暮らせるインクルーシブな社会を目指しています。

平成 30 年 4 月から中核市へと移行したことに伴い、新しいステージの上で大きな役割を担うこととなり、関係各方面からこれまで以上に大いに注目されています。

本計画である「第5次障害者計画」を、本市のこうした取り組みと一体的な関係で策定していくことによって「やさしいまちづくり」をさらに加速させていきます。

エスディーシーズ
「SDG s」とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標です。「質の高い教育をみんなに」、「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」などの 17 の目標が設定されています。日本国内でも自治体に「SDG s」を積極的に推進するよう方針が出されています。

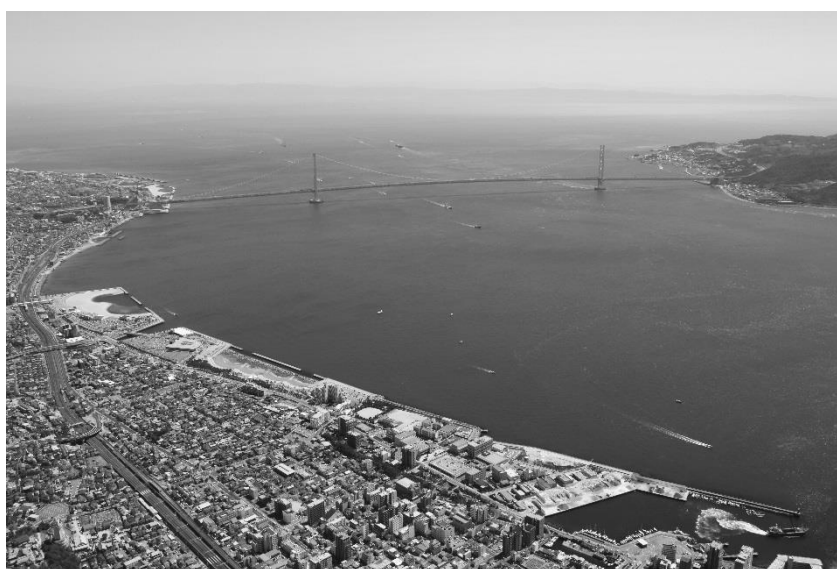
「インクルーシブな社会」とは、「インクルーシブ = 包括的な / 包み込む」という意味で、差別や区別なく、すべての人を尊重する社会を指します。

明石市の地理的条件

明石市は、東経 135 度の日本標準時子午線上にあります。

また、瀬戸内海に面しており、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができます。気候は温暖で、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地です。さらに、阪神都市圏と播磨都市圏、そして海を隔てて淡路・四国を結ぶ位置にあり、海運交通のうえで重要な拠点となっています。

市の東と北は神戸市と、西は加古川市や播磨町、稲美町と接しています。市の面積は 49.42 km²であり、南北は最長 9.4 km、東西は最長 15.6 km です。東西に細長いまちを形成しています。



1. 計画策定にあたって

1-1 計画策定の目的と趣旨

現行計画の「明石市第4次障害者計画」（以下「第4次計画」という）は平成31年3月をもって計画期間を終了します。そのため、これまでの障害者福祉を取り巻く環境の変化や、国・兵庫県との動向をふまえ、第4次計画期間において取り組んだ障害者施策の実績や課題を確認するとともに、障害のある人のニーズや課題を把握したうえで、今後5年間の本市における障害者施策の方向性を示す「明石市第5次障害者計画」（以下、「本計画」とする）を策定します。

本市では、平成24年の「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」の発足を皮切りに、「障害者配慮条例」の施行（平成28年4月）をはじめ一人ひとりを大切にする「やさしいまちづくり」の実現を目指して多くの課題に取り組んできました。

平成30年4月から中核市に移行し、これまでの「やさしいまちづくり」の実現に向けた取り組みの方向性を、さらに市政全般にわたる包括的指針として発展させていくために、2019年度中に「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の制定を予定しています。

本計画においては、このような本市の大きな取り組みと方向性を踏まえ、次の二つの考え方を提起します。

第一に、本市の支え合いによるやさしい共生のまちづくりの方向性を推進していくために、本計画では、民間施設や公共施設、公共交通機関のハード面における環境整備や、災害時に備えた仕組みをつくる「ユニバーサルデザインのまちづくり」の課題と相談支援、教育、意識啓発と合理的配慮の促進などのソフト面における「心のバリアフリー」の実現の課題に対応した「8つの基本目標」と基本目標ごとの施策目標を掲げて、具体的な取り組みを展開していきます。

第二に、基本目標ごとの具体的な取り組みにあたっては、各施策の進捗状況を計画期間（5年）内において適切な時期に評価し、施策目標の進展を妨げている要因がある場合にはそれを明らかにするなど、「PDCA」サイクルを意識しつつ、その要因の解消と改善に向けて関係機関と協力して取り組みます。

1-2 市の障害者施策の動向

本市では、障害者施策の方向性を定める計画である第4次計画を平成26年3月に策定し、基本理念として「地域で安心していきいきと暮らせる自立と共生の社会の実現」を掲げ、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めてきました。また、平成30年3月には障害児者の利用するサービスの安定した提供を確保するための計画である「明石市障害福祉計画（第5期）・明石市障害児福祉計画（第1期）」を策定しました。

第4次計画の期間中に、上掲の基本理念の実現に向けて、二つの条例を制定しました。一つは、平成27年度より施行の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」であり、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用促進、手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備など、障害のある人の情報利用やコミュニケーションを支援する取り組みを進めていくことが位置づけられています。もう一つは、平成28年度より施行の「障害者配慮条例」です。「障害者配慮条例」では、市内の事業者や団体が合理的配慮の提供を支援する公的助成

制度の設置や、差別解消のための相談体制の強化、行政機関の職員や市民の障害理解の促進など、差別解消に向けた環境整備の取り組みが位置づけられています。

また、本市は平成 30 年 4 月より中核市に移行し、身体障害者手帳の交付や保健所の運営など、これまでは兵庫県が行っていた事務の一部が移譲されました。今後は、地域の実情に応じ、より迅速かつ適切な対応や福祉施策の実施が可能となりました。

今後の取り組みとして、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」の施行や「(仮称) あかしインクルーシブ条例」の制定を予定しています。とくに「(仮称) あかしインクルーシブ条例」の検討にあたっては、「SDGs」における理念を、本市が進める「やさしいまちづくり」と重ね合わせ、市政全般にわたる取り組み指針として整備することを目指しています。また、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを機に海外の障害者スポーツ選手との交流を通じた障害者理解の促進や、障害のある人にもない人にも「やさしいまちづくり」を推進します。

今後も、障害のある人もない人も一緒に暮らすことのできる共生のやさしいまちづくりの実現を目指して、多様な取り組みを進めていきます。

1 - 3 兵庫県の障害者施策の動向

兵庫県では、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」を策定しており、計画の最終年度である 2020 年度の目標を「障害のある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていけること」としており、目標達成のための基本理念として「自己決定」と「共生」をテーマとして掲げています。

また、兵庫県では平成 30 年 4 月に、誰もが平等に参画できるユニバーサルな社会の実現を目指して「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」が施行されました。さらに、障害のある人の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取り組みを進めていくために「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」が同時に施行されています。

1 - 4 国の障害者施策の動向

平成 18 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国では条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められてきました。平成 23 年には障害者基本法が大幅に改正され、法の目的を「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、障害者の定義の見直しや地域社会における共生、意思疎通の手段としての言語（手話を含む）、差別の禁止に関わる合理的配慮と社会的障壁の除去などが規定されました。

また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立（平成 24 年 10 月施行）し、平成 24 年には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に大きく改正（平成 25 年 4 月施行）されました。平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成 28 年 4 月施行）、平成 25 年 9 月に「障害者基本計画（第 3 次）」が策定されました。これらの国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准しました。

「障害者権利条約」批准後も、平成 30 年には、「障害者基本計画（第 4 次）」が策定され、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正・施行され、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることになりました。

■ 障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月 「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月 「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等

2. 本計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係

2-1 計画の法的な位置づけと対象期間

- 本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として策定した「明石市障害福祉計画（第5期）」ならびに「児童福祉法」第33条の規定による「市町村障害児福祉計画」として策定した「明石市障害児福祉計画（第1期）」との整合が保たれたものとします。
- 本計画の期間は2019年4月から2024年3月までの5年間としています。

年度	障害者基本法	障害者総合支援法 児童福祉法（2018年度から）
2014	明石市第4次障害者計画	サービス見込量の見直し
2015	計画の 推進	明石市障害福祉計画（第4期）
2016		計画の 推進
2017	次期計画の策定	サービス見込量の見直し
2018		明石市障害福祉計画（第5期） 明石市障害児福祉計画（第1期）
2019	明石市第5次障害者計画（本計画）	計画の 推進
2020	計画の 推進	サービス見込量の見直し
2021		明石市障害福祉計画（第6期） 明石市障害児福祉計画（第2期）
2022	次期計画の策定	計画の 推進
2023	次期計画の策定	サービス見込量の見直し
2024	第6次障害者計画・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）	

2-2 計画の策定方法

(1) 各種会議での審議

○計画策定にあたっては、「明石市地域自立支援協議会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 第4次計画の評価・検証の実施

○第4次計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

(3) 関係団体調査の実施

○これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するために、関係団体・支援機関への調査を実施しました。

(4) アンケート調査の実施

○障害のある人の生活状況やニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

(5) 事業所アンケート

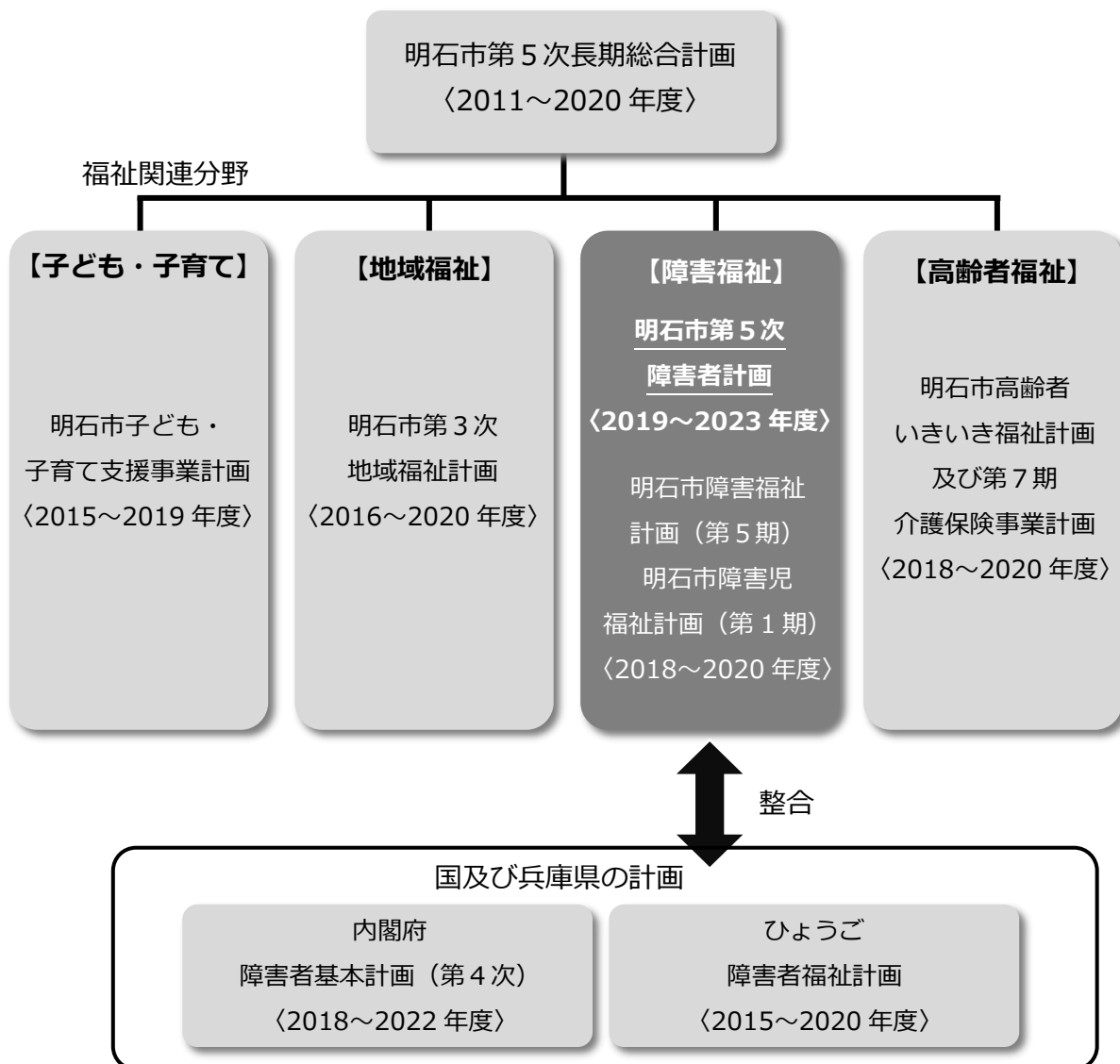
○平成29年9～10月に、「明石市障害福祉計画（第5期）」及び「明石市障害児福祉計画（第1期）」の策定の際に、各種サービスの見込量や地域住民との相互理解等の実態を把握するために、事業所へアンケート調査を実施しました。

(6) パブリックコメントの実施

○計画策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。5名の方より、合計で17件のご意見をいただきました。

2-3 他計画との関係

- 本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」との整合性をふまえ、策定しています。
- 本計画は、「明石市第5次長期総合計画」を上位計画とし、「明石市子ども・子育て支援事業計画」「明石市第3次地域福祉計画」「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第7期介護保険事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとし、また、小中学校区を中心とする地域社会の取り組みや他の関連分野における施策との連携を重視し、計画を推進します。



3. 計画の推進体制

3-1 地域とのネットワーク

- 社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

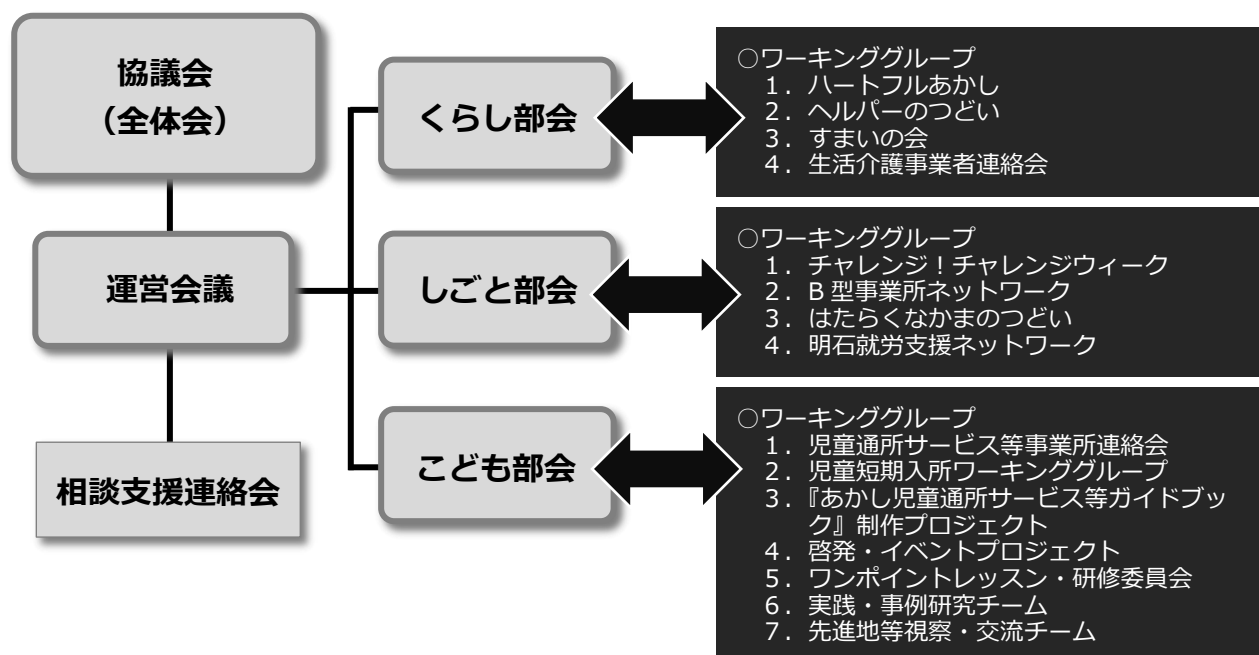
3-2 地域総合支援センター

- 障害のある人や高齢者、子どもなど生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、地域住民による支え合いと公的支援とが連動し、包括的・総合的に支える支援体制の構築をめざすため、総合福祉センターを核拠点とし、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもとで、市内6か所において「地域総合支援センター」を運用しています。
- 地域総合支援センターでは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による障害のある人や高齢者、子ども等の総合的・包括的な相談支援、地域の支え合い体制の構築等、地域福祉の充実について一体的な取り組みを推進していきます。

3-3 地域自立支援協議会

- 本市においては、明石市障害者計画、明石市障害福祉計画、明石市障害児福祉計画の策定に関する審議及びこれらの計画に定める施策の進捗状況についての評価、並びに地域の関係機関の連携、ネットワーク化による支援体制の構築を目的として、平成21年度より、明石市地域自立支援協議会を開催しています。平成26年度の組織改編により、新たに発足した「暮らし」「しごと」「こども」の3つの専門部会や、その傘下に組織された各種ワーキンググループ等の活動を通じ、地域総合支援センターとの連携を図りながら、今後も障害のある人の地域生活を支援する体制づくりに取り組めます。

■明石市地域自立支援協議会組織図（平成 30 年 11 月 1 日現在）



3-4 庁内の推進体制

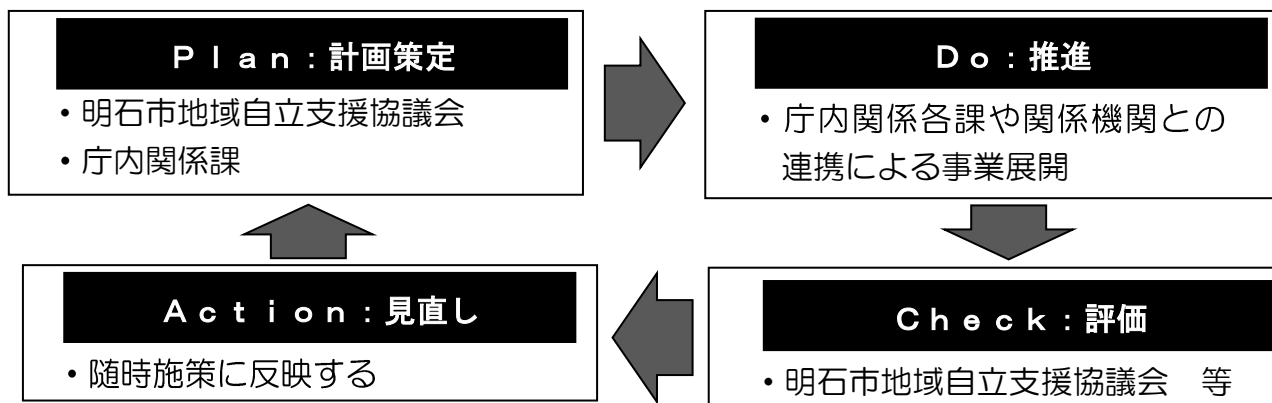
○障害者福祉施策については、保健、医療、教育、保育、福祉、防災、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係部課相互の連携を図りながら総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

3-5 国・兵庫県との連携

○国及び兵庫県との整合性を保ちながら適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、東播磨保健福祉圏域との連携強化に努めます。

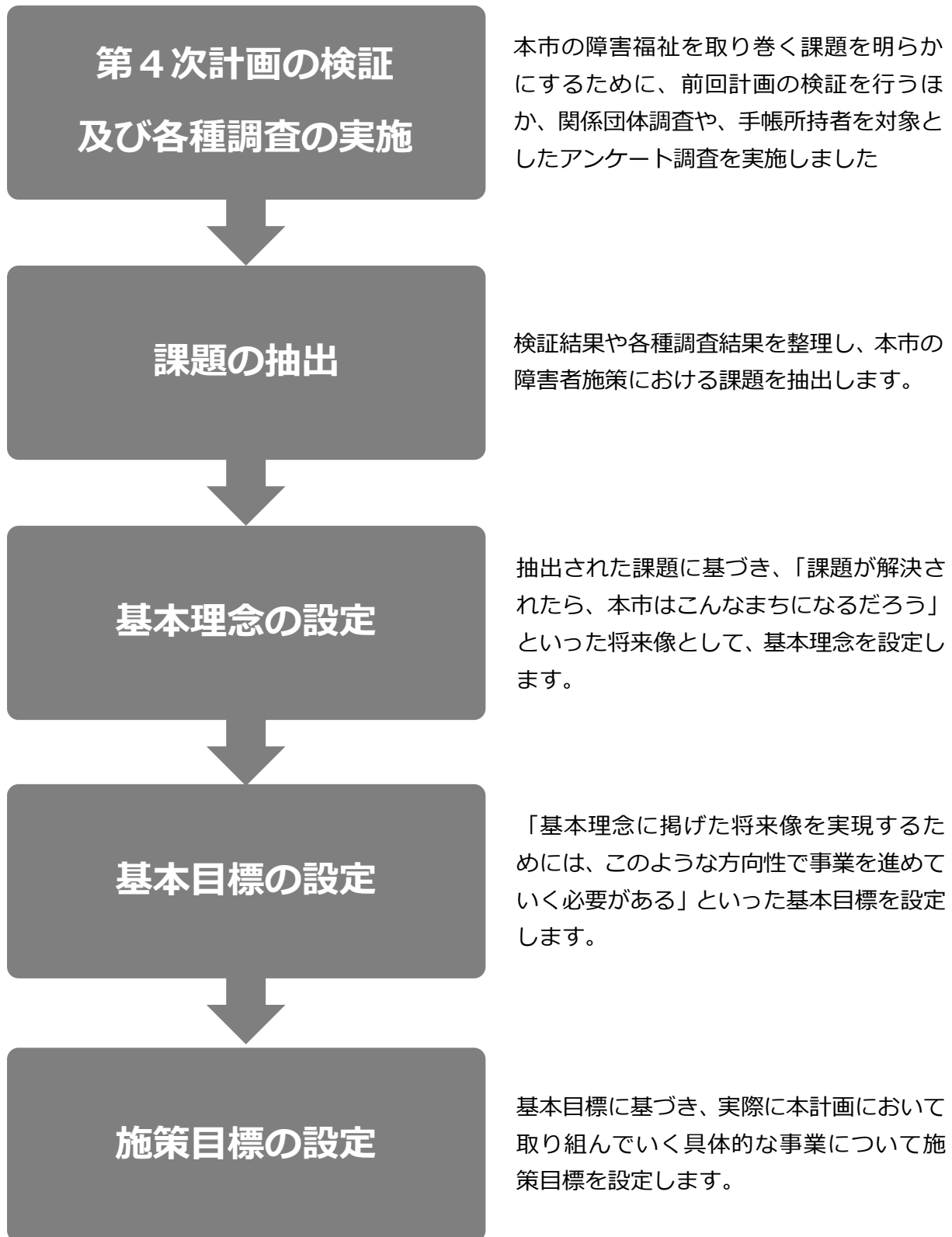
3-6 計画の進行管理

- 所管課である障害福祉課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、明石市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。
- 「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、明石市地域自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、各施策の実施状況などを点検します。



第2章 第4次計画の現状と課題

1. 第4次計画の検証から施策目標設定までのプロセス



2. 第4次計画の検証及び各種調査の実施

2-1 第4次計画の取り組み状況

第4次計画（平成26年度から平成30年度）では、計画の基本目標を実現するために、「雇用・就労」「生活・支援」「保健・医療」「療育・保育・教育」「理解・情報・生きがいづくり」「生活環境」といった6つの分野ごとに施策の推進方策を設定しました。

そして、2019年度からの本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進方策のために、以下の「事業の実施状況」の基準に基づいて庁内関係各課や各関係機関に照会し、計画の取り組み状況についての検証を実施しました。

（事業項目については、第4次計画参照）

■評価基準

	基準
完了	計画書に記載してある事業は第4次計画中に完了している
継続実施	計画書に記載してある事業は現在実施中であり、第5次計画においても引き続き実施する予定である
検討中	計画書に記載してある事業の実施方法等を検討している段階であり、第4次計画期間中の実施の予定はない
廃止	計画書に記載してある事業は第4次計画期間中に廃止している
新規	計画書には記載していないが、第4次計画期間中に実施している事業

■全体の取り組み状況

名称	事業項目	取り組み状況			
		完了	継続実施	検討中及び廃止	新規
基本目標 1 自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために	24	0	24	0	0
基本目標 2 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために	33	0	33	0	0
基本目標 3 穏やかで活力ある生活を支えるために	17	0	17	0	0
基本目標 4 子どもの健やかな発達のために	31	0	28	2	1
基本目標 5 とともに理解し合い、支え合うために	35	0	35	0	0
基本目標 6 すべての人にやさしいまちづくり	24	1	20	0	3
合計	164	1	157	2	4

▼ 1. 雇用・就労の充実

障害のある人の社会における自己実現や生きがいづくり、経済的自立を支援するために、明石市地域自立支援協議会（しごと部会）や障害者就労・生活支援センターあくと、ハローワーク明石等の関係機関とも連携しながら、障害のある人への就労支援、民間企業への障害者雇用に関する啓発、一般就労や福祉就労の場の確保などに取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
1-1 就労支援の充実	11	0	11	0	0	0
1-2 障害者雇用における企業などへの理解の促進	5	0	5	0	0	0
1-3 多様な就労の場の確保	8	0	8	0	0	0
合計	24	0	24	0	0	0

▼ 2. 生活支援の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らすことができるよう、地域生活を支えるサービスの提供体制の充実、相談支援体制の充実強化、虐待防止や成年後見制度利用促進等の権利擁護推進などに取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	19	0	19	0	0	0
2-2 相談・マネジメント体制の充実	10	0	10	0	0	0
2-3 権利擁護の推進	4	0	4	0	0	0
合計	33	0	33	0	0	0

▼ 3. 保健・医療の充実

障害のある人の健康を保ち、元気に日常生活を送ることができるよう、疾病の予防・早期発見や地域全体で医療的サポートを提供する体制づくりなどを進めてきました。また、精神保健医療や難病対策等にも取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
3-1 疾病の予防・早期発見	4	0	4	0	0	0
3-2 地域医療体制の充実	6	0	6	0	0	0
3-3 健康の保持・増進	2	0	2	0	0	0
3-4 精神保健医療や難病対策の充実	5	0	5	0	0	0
合計	17	0	17	0	0	0

▼ 4. 療育・保育・教育の充実

障害のある子どもが、本人や保護者の希望する生活を営むことができるよう、療育や保育体制の充実、明石市障害児福祉計画（第1期）の策定及びインクルーシブ教育の推進などを進めてきました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
4-1 療育・保育・教育における支援体制の充実	18	0	15	0	2	1
4-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の実施	13	0	13	0	0	0
合計	31	0	28	0	2	1

【廃止事業】

- 適切な相談指導が行えるよう、乳幼児期以降についても、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。
- 発達障害児が早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談、助言を行います。

【新規事業】

- 上記の廃止2事業を統一して一つの事業として実施。

▼ 5. 理解・情報・生きがいつくりの充実

普段の暮らしの中で、他者との交流や得られる情報において差別されることのないまちとなるよう、差別解消や情報利用の支援を進めてきました。また、障害のある人の生きがいつくりとしてのスポーツや文化芸術活動の充実、地域全体で障害のある人をサポートするための活動の推進にも取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
5-1 差別の解消及び理解の促進	12	0	12	0	0	0
5-2 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	6	0	6	0	0	0
5-3 学習、スポーツ、文化・芸術活動の充実	10	0	10	0	0	0
5-4 地域福祉の視点に立った活動の推進	4	0	4	0	0	0
5-5 行政サービスなどにおける配慮の推進	3	0	3	0	0	0
合計	35	0	35	0	0	0

▼ 6. 生活環境の充実

障害の有無にかかわらず、本市で暮らす全ての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた生活環境整備や福祉避難所の設置等による防災対策、利用しやすい移動手段の充実などを進めてきました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
6-1 ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	8	0	7	0	0	1
6-2 防災体制の充実	8	1	5	0	0	2
6-3 移動・交通手段の充実	6	0	6	0	0	0
6-4 障害のある人が暮らしやすい住まいの充実	2	0	2	0	0	0
合計	24	1	20	0	0	3

【完了事業】

○災害時要支援者の把握のために、引き続き災害時要支援者名簿の整備に努めます。

【新規事業】

○鉄道駅舎ホーム柵設置促進

○浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成促進

○地域における要配慮者対策の推進

2-2 関係団体調査結果

(1) 調査の趣旨

障害のある人の関係団体や支援機関に対して、本市の現状や課題、今後の意向を把握し、本市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

(2) ご協力いただいた団体一覧

本調査の実施にあたっては、以下の団体の皆様にご協力いただきました。

○明石市身体障害者福祉協会	○明石市視覚障害者福祉協会
○明石ろうあ協会	○明石市肢体不自由児者父母の会
○明石地区手をつなぐ育成会	○明石ともしび会家族会
○明石ピアポの会	○明石障がい者地域生活ケアネットワーク
○兵庫県立いなみ野特別支援学校	○明石市立明石養護学校
○明石市ボランティア連絡会	○明石市社会福祉協議会
○明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター	○明石難聴者の会

(3) 調査方法及び調査期間

本調査は、記入式の調査票による回答及び面談による聞き取りの二種類の調査を実施しました。調査期間につきましては下表のとおりです。

	実施内容	期間
調査票の配布～回収	対象となる団体に対して記入式の調査票を配布しました。	平成30年7月11日～ 平成30年7月31日
面談調査の実施	面談を希望する団体に対して、事前に記入した調査票をもとに面談での聞き取りを行いました。	平成30年8月3日～ 平成30年8月10日

(4) 回答内容概要

▼ 1) 障害のある人への理解の促進、相談支援、差別の解消、権利擁護の推進

- ▼一般市民だけでなく、地域団体や支援者への啓発も重要である。
- ▼障害のある人への理解促進のきっかけとして、地域における交流を進めていく必要がある。

◆主なご意見

理解や啓発について	<ul style="list-style-type: none">●障害のある人への理解の促進については、まだまだ体系的に行えていないと感じる。何をどのように伝えていくのか、しっかりとした裏付けをもとに行われるべきものであり、体系化していくことが必要ではないかと思う。●学校教育を通じた理解啓発が重要と思う。●一般市民個人々に比べて、地域（自治会・町内会）や、関係団体の人が、障害のある人の理解・社会参加の意識が遅れていると感じる。●障害のある人への理解・配慮・社会参加の重要性を地域や関係団体に対して、より一層の周知が必要と感じる。
地域での関わりについて	<ul style="list-style-type: none">●障害のある人自身がボランティア活動に参加できる仕組みが有ってもよいと思う。参加することにより地域社会とのコミュニケーションが取れると考えられる。●障害のある人の地域社会への参加は、参加するきっかけや、社会の理解や支援が少なく難しいものだと思う。障害者団体への入会がきっかけとなり、相談支援、地域社会への参加等が可能になるのではないかと考える。この第一歩を踏み出せば自然に地域社会への参加の輪が広がり障害のある人に対する理解も深まっていくと考える。●「いっしょに過ごす」ことが「知る」ことの第一歩であり、理解を深めることになるので、障害のある人が地域で過ごしやすい環境（バリアフリー、多目的トイレ等）を整備して、交流がスムーズに行われるようにすることにより理解が深まると考える。●障害に関しての理解の促進のために研修等を実施することも大切なことではあるが、障害のある人が主体的に生きていくためには、地域の人との集まりに何事もなく普通に参加できている、という状況にあることが必須だと思う。地域のことを話し合う会議に参加し、意見を述べたり、自分のことを知っていただくなど、直接の関わりが理解の一番近道になるのではないかと考える。

▼ 2) 生活環境

- ▼ヘルプカードやバリアフリーなど、障害のある人への配慮に関する取り組みをもっと周知する必要がある。
- ▼ハード面のバリアフリー化だけでなく、一人ひとりの心のバリアフリーも広まっていくことが重要である。

◆主なご意見

障害のある人への 配慮に関する 理解の促進について	<ul style="list-style-type: none">●ヘルプカードやヘルプマークの配布・周知が、兵庫県内で広がり始めている。他市ではヘルプマークのポスター掲示をしている。このような方法を取り入れ、一般市民の目に留まる広報も必要と考える。明石市でもポスター掲示の拡大など検討してほしい。●駅など公共交通機関において、外部障害のある人へのバリアフリー、移動補助などは認められているが、知的障害・精神障害のある人への配慮については、少し足りていないと感じる。電車やバスへの乗車誘導や、乗車までの見守りなどの窓口があるといい。そうしたことにより、電車やバスの利用促進となる可能性もあると思う。●困られているなと思ったときに一声かける。気を遣わずにスツと言葉が出る人が大勢いる。そのようにならないと心のバリアフリーは進まないように感じる。
バリアフリー環境の 整備について	<ul style="list-style-type: none">●バリアフリー化をしている事が一般市民に知ってもらえるような宣伝ポスター等人目につく工夫をすることが良いと思う。●店の入り口にバリアフリーのマーク、ポスターなどの表示があれば分かりやすい。盲導犬マークのようなマーク。一般のお客とのトラブルも減るのではないかと考える。●以前、公共交通機関との話し合いの場を持ったが、そういう機会が今後もほしい。

▼ 3) 安全・安心

- ▼情報入手が難しいために、災害時に逃げ遅れる可能性を不安に感じる人が多くいる。
- ▼避難所内で十分な配慮が得られない可能性を考え、避難にためらいを感じるという意見がみられる。

◆主なご意見

<p>地域での支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体が一堂に会し、情報を持ち寄り市職員とともに、災害・緊急時の支援を検討できる場を作ってほしい。 ●地域との関わりがある人は支援があると思うが、関わりのない人は情報が入らないと感じる。 ●高齢者の場合、地域での見守り等が進んできているとの印象はあるが、障害のある人の場合、見守り等が途上にあるように思われる。特に精神障害を持つ人について感じる。そのため、災害・緊急時の支援はなかなか受けにくい状況にあるのではないかと考えられる。 ●災害・緊急時の支援に関しては、視覚障害や聴覚障害のある人等への情報提供がどこまでできるかが、大きな課題だと思う。
<p>避難所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所ができて避難所に行くつもりがない人もいる。「周りに迷惑をかけるから」という意識と、そういった精神的疲労が積み重なって避難所を利用したくないという意識があると思われる。介助者（特に母親）の支援など、現実を見つめた支援が必要と感じる。 ●精神障害のある人は一般避難者と一緒の避難生活を長期に続けることは、困難な場合が多い。スペース的な配慮や人的支援が必要。 ●災害時に必要な薬を持って避難できる障害のある人が少ないと思われる。避難所での対応として、例えばヘルプカードを活用して支援できないか。最低限の情報を記入しておき、そこから必要な薬の情報を探り出すことは可能かもしれない。記入する内容の指針を示しておけば書きやすいかもしれない。今あるものを有効活用できればと思う。 ●自然災害の時には福祉避難所が設置されるが、その避難所について具体的な情報をもっと発信してもらえると安心感が高まると思う。支援者側でも見えにくいと感じる部分があるため、利用者はもっと見えておらず、不安が大きいと思われる。

▼ 4) 文化芸術・スポーツなど

▼障害への理解促進のためにも、当事者だけでなく、一般市民にも障害のある人たちが主となって開催するイベントに参加してもらうための取り組みが必要である。

◆主なご意見

イベントの周知・PRについて	<ul style="list-style-type: none">●展示などをしても一般の来場者が少ない。市民の発表の場もあると思うが、一般の中に位置づけしていただくと「理解」にもつながり、交流もしていけるのではないかと感じる。全体としてのコーディネーターが必要だと感じる。●現在、ARTSHIP 明石が実施されているが、来場者が関係者にやや偏る傾向にあるのではないかと推察される。一般市民を呼び込むような工夫ができないものだろうか。市の広報力をさらに利用できないだろうか。●「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されたことで、市もこれに基づく取り組みが必要になってくると思う。一般市民に見ていただける場所で展示を行うとか、交流につながる機会をつくっていけると、やりがいにもつながって良いのでは。是非検討してほしい。
----------------	---

▼ 5) 療育・保育・教育

- ▼人材の確保及び育成を進めていくことが今後の大きな課題である。
- ▼現在利用されている特別支援学校以外においても、障害のある人を受け入れられる場所づくり、体制づくりを進めていく必要がある。

◆主なご意見

<p>人材の確保・育成について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●療育、教育、保育ともに人数面、専門性の面でまだまだ足りていないと思う。 ●明石養護学校、支援学級の教師、ゆりかご園の職員の資質を高めてほしい。また理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職が明石養護学校等に今後も配置されるようにしてほしい。
<p>支援機関等の連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ゆりかご園、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、事業所の各ステージの連携を充実させてほしい。 ●医療的ケアが必要な子どもが保育所・普通校に通えるようにするために、実態把握をした上で関係機関の協議と調整を進めてほしい。 ●地域への啓発活動を行うために、自治会との関係を強くしていかなければいけない。社協など、他の関係機関や団体との協力・連携が必要と感じる。
<p>受入先の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●明石市独自の知的障害も受け入れる事が出来る特別支援学校が必要と感じる。現在『兵庫県立いなみ野特別支援学校』の児童生徒数が増大している。また、高等部の希望者も増加しており、地域に密着した特別支援学校が必要である。今後、就学を希望する明石在住の子ども達が入学できない状況になるのではないかと不安を保護者は抱いている。 ●知的障害のある子を受け入れることができる学校が必要と感じる。明石養護学校の機能がもっと充実して、活用されれば良いのではないかと考える。 ●支援学校、支援学級から高校に進学するにあたっては、選択肢が少ないと感じる。明石市内にトータルのケアができる特別支援学校が必要だと感じる。交流教育の面でも現状は困難が多いので、解決するためにも、あると良いのではと思う。検討してほしい。

▼ 6) 雇用・就労・経済的自立への支援

- ▼工賃の上昇も重要だが、まずは企業側への障害に対する理解促進が必要である。
- ▼精神障害のある人の特性や、必要な配慮について企業に理解を求めたい。

◆主なご意見

<p>障害のある人への理解について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークから派遣されるジョブコーチの支援は数か月で終わってしまう。1年、2年という単位での継続的な支援が必要と感じる。企業内にメンタルコーチを配属し、就労した障害のある人の支援母体と連携した支援ができるのが理想のあり方と思う。こうした仕組みをつくるための話し合いの場に一般企業側が入ってくることも必要。一般企業側との相互理解が必要と感じる。 ●障害のある人の雇用に向けて企業になお一層の理解をいただくようにしてほしい。特に仕事の内容を工夫することで、障害のある人が取り組みやすい仕事を生み出せることもあるので、職域開拓アドバイザーのような人を増やしてほしい。 ●障害のある人の雇用に向けた地域の関心を促すための啓発活動を更に推進してもらいたい。
<p>関係機関の連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人の定着率はそれほど変わっていない。平成30年4月から就労定着支援事業が始まった。定着支援については考えておられるが、始まったばかりのため、実行はスムーズに感じないように感じる。支援者・団体、ハローワーク、一般企業側等、関係機関が対話できる機会が必要と感じる。
<p>就労支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●就労継続支援A型、B型、就労移行支援、一般就労それぞれが個別に動いているが、それらがつながって流れとなっていない状態と感じる。A型やB型を利用している障害のある人の中にも、一般就労が可能な人もいると思われる。それらをどうやって流れにしていくかが課題だと考える。 ●精神障害のある人は、中々長時間就労は難しいのが実情である。3時間、4時間の就労なら対応可能な場合がある。短時間就労から始めて、次第に就労時間を延長するなどを配慮してほしい。 ●精神障害のある人の就労後の定着率が悪い。打開策として、会社内に精神障害を理解・支援する支援者を配置し、相談事業所と本人の3者の連携が定着率を高めるとのデータがある。ハローワークを通して、就労先への啓発活動を進めてほしい。

▼ 7) 保健・医療

- ▼医療機関の中でも、障害のある人に対する理解が不十分と思われる場面がある。
- ▼地域において個人が望む生活が実現できるよう、医療機関との連携体制の強化を求める声がある。

◆主なご意見

<p>医療機関における 障害のある人への 配慮について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の歯科診療所が明石市民病院敷地内で開設予定であり、重度の障害のある人にとっては安心して治療を受けられるようになりありがたい。今後は、他の診療科についても検討していただきたい。 ●健診の受診機会を増やしたり、出張検診車の利用など医療機関との接点を増やす検討をしていただきたい。様々な診療科で診察してもらえよう、医療機関と関係機関での話し合いの場を持つなどしてほしい。 ●不調の時に通院治療を頻回する場合がある。心身が不自由な状態の時は理解してほしい。
<p>医療機関との 連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に住む重症心身障害のある人の日中活動や、生活支援のための社会資源の充実と障害のある人に対する地域と連携した医療体制の整備をお願いしたい。 ●医療的ケアの子ども達が修学旅行に行く際、ドクターの随行が不可欠である。その為、今後より一層市内の病院との連携を深めていく必要があると感じる。 ●あかし保健所と障害福祉課との強固な連携が必要と感じる。保健所では自殺対策も含め、計画をつくっていると思われる。障害者計画の中にもこういった問題に関する内容も含めていただけたらと思う。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な健康診断の受診の機会を増やす。 ●ゆりかご園の訓練は、22歳で訓練終了となる。また、兵庫県立リハビリセンターでは大人になってから、初めて訓練を受けようとしても受けることができない場合もあり、18歳で打ち切られることもある。拘縮予防、現状の機能の維持にリハビリが欠かせない障害のある人のためにリハビリの場を確保する必要がある。

▼ 8) 情報・コミュニケーション

- ▼インターネット等における情報入手のために、情報機器や SNS の利用方法を教える機会を望む声が多くみられる。
- ▼情報が入手できないと様々な場面において孤立してしまう恐れがあるため、障害の特性に応じた多様な支援を検討してほしい。

◆主なご意見

情報機器や インターネットの利用	<ul style="list-style-type: none">●高齢者など、インターネットの使えない人にとっては、ウェブサイトや SNS による情報発信は苦痛に感じる場合もある。●SNS やインターネットなどによる情報発信が普及している。しかし障害のある人の中には、障害などの理由から使い方がわからないことがある。またトラブルに対する恐怖や不安から使うことが苦手できない障害者が少なくない。SNS やインターネットの使い方、動画のアップの仕方などを安心して使えるよう教えたり安心できるような対応を検討してほしい。市、関係機関、地域住民、ボランティア団体など、それぞれの持ち味を生かして支援してほしい。●近年では iPad 等の携帯情報端末を利用した学習や生活・コミュニケーションツールとしての活用が特に増加している。活用方法の検討や、利用方法を学ぶための教室の開催などを考えていただきたい。
情報入手のための 支援について	<ul style="list-style-type: none">●ろう、視覚、知的、精神での情報提供が不足しているように感じる。確実に理解してもらうには、専門の人を増やさねばならないと思う。●手話等の条例ができて聴覚障害のある人への支援が広まりつつあると思われるが、重度の障害のある人は自分で情報を得るのは難しいため、家族が代わって情報を得ている。高齢の親になるとインターネット等が難しい場合もあるので、家族を含めた支援がほしい。●精神障害のある人は、単純な受け答えなどの真面目な話なら大丈夫だけれども、日常会話が苦手であるため、話す場であっても、話すことが苦手な人に話しかけてくれるようなボランティアの人がいてくれると助かる。

▼ 9) 行政サービスにおける配慮

- ▼福祉に関係する課だけでなく、すべての課において障害のある人に対する理解が浸透して欲しい。
- ▼ハローワークの相談窓口など一部に利用しにくい窓口があるので、改善をお願いしたい。
- ▼グループホームやショートステイの更なる確保をお願いしたい。

◆主なご意見

<p>窓口や手続きについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークの障害者窓口がもっと使いやすくなるように市が働きかけてほしい。 ●障害福祉課の職員は障害のある人と接する機会が多く、対応の仕方を自然に習得していくと思うが、その他の職員はどうかと考えると温度差があるように感じる。逆に福祉局の対応が向上したからその他の課の対応が気になるという面もあるかもしれないが、今後、職員全体のスキルアップを図る方策を考えていただきたい。研修での体験など、検討してほしい。 ●市障害者施策担当の人は、障害のある人との関わりをていねいに持たれ、市の施策を前進させ、障害のある人との身近な関係を築くことが普通となっているように感じる。このような姿勢が市全体に広がっていけばよいと思う。
<p>障害福祉サービスについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人の自立に向けてのグループホームが不足している。 ●グループホーム施設の不足についても、施設のあり方や利用者の意識など、様々な課題について考えていかなければいけない。 ●家族の入院や冠婚葬祭等どうしても精神障害のある人の世話をできない時がある。このような場合の緊急時のショートステイ施設が明石市にはない。 ●ショートステイの施設は障害種別が異なる場合利用できない。療育手帳では利用できるが、精神保健福祉手帳では利用できない場合もある。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人が利用できる施設が限られていると感じる。利用したいときには利用できないなど、数が不足している。本当は新たに施設が必要だと思うが、利用者確保することや人材の配置など、施設の維持を考えると現実的ではないと思う。例えば大きな病院の精神科病床を確保していただくなど、他の方法での解決策も考えていくことが必要と感じる。 ●地域総合支援センターや明石市立総合福祉センターと連携し、福祉研修等も行い、障害に対する啓発を行ってほしい。

2-3 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、本計画の策定にあたり、障害者手帳の所持者より、本市が取り組んでいる施策についてのご意見や、今後の障害福祉の発展に望むことなど、様々なニーズを把握したうえで、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的に実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 調査方法…郵送による配布・回収
- 調査実施期間…平成30年7月25日～平成30年8月10日

(3) 調査の対象・配布数

調査対象者	18歳以上対象調査			18歳未満 対象調査
	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳所持者
配布数	1,155人			345人
	415人	370人	370人	
調査方法	郵送配布・郵送回収			
回収数	624人			199人
回収率	54.0%			57.7%
※前回調査の回収数・率 (平成25年9月)	※652人 ※56.5%			※224人 ※64.9%

(4) 回答内容概要

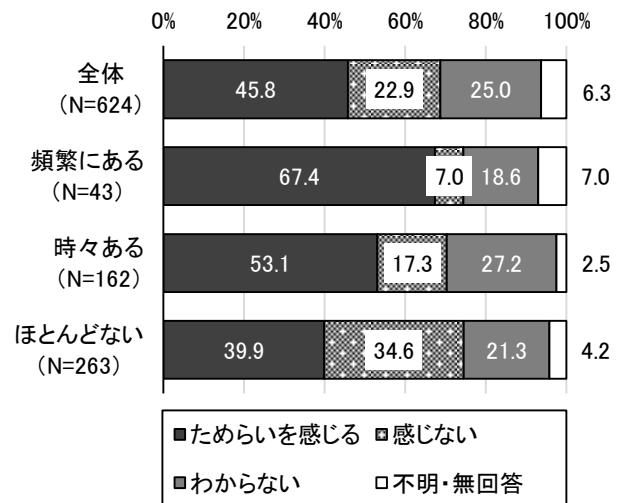
▼ 1) 安全・安心

- ◆避難所への避難にためらいを感じる人が多くおり、避難所の設備が十分でないことや、周囲の目が気になることなどがその理由として多くなっている。
- ◆災害時に必要なこととしても、避難所の整備を求める声が多くなっている。

■ 避難所への避難について

- 「避難所への避難にためらいを感じるか」については、全体では「ためらいを感じる」が高い。
- 差別を受けることが多いと感じている人ほど、避難所の利用にためらいを感じている傾向がうかがえる。
- 「避難所で過ごす際の不安は何か」については、身体障害のある人では「設備が不十分なこと」、知的障害のある人では「意思疎通が困難なこと」、精神障害のある人では「服用している薬が手に入らないこと」がそれぞれ高くなっている。

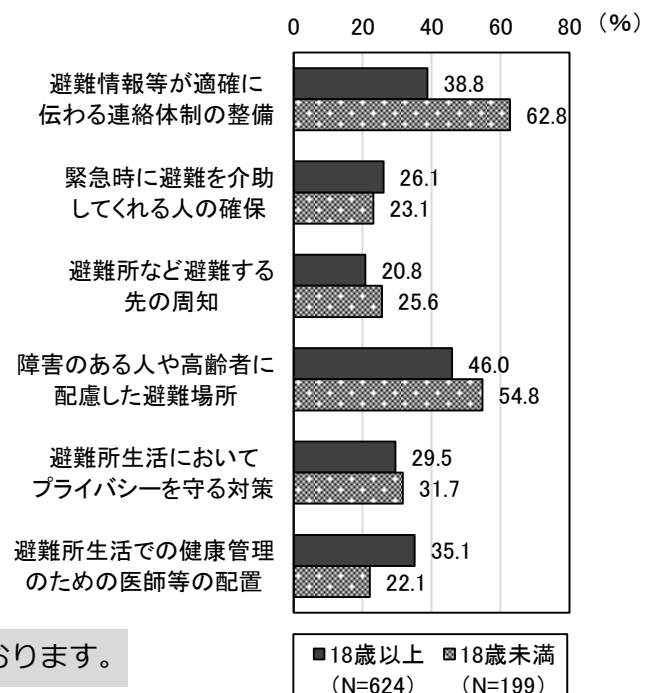
◆避難所への避難にためらいを感じるか
(「差別や偏見を感じることもあるか」とのクロス集計)



■ 災害時に必要なことについて

- 「災害時に必要なこと」については、18歳以上、18歳未満ともに「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所」「避難情報等が適確に伝わる連絡体制の整備」が高くなっている。
- 18歳以上の調査結果を平成25年実施の前回調査と比較すると、「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所」に加え、「避難所生活においてプライバシーを守る対策」が高くなっている。

◆災害が発生した時に必要なこと
(上位項目のみ抜粋)



表に対応する内容について、下線を引いております。

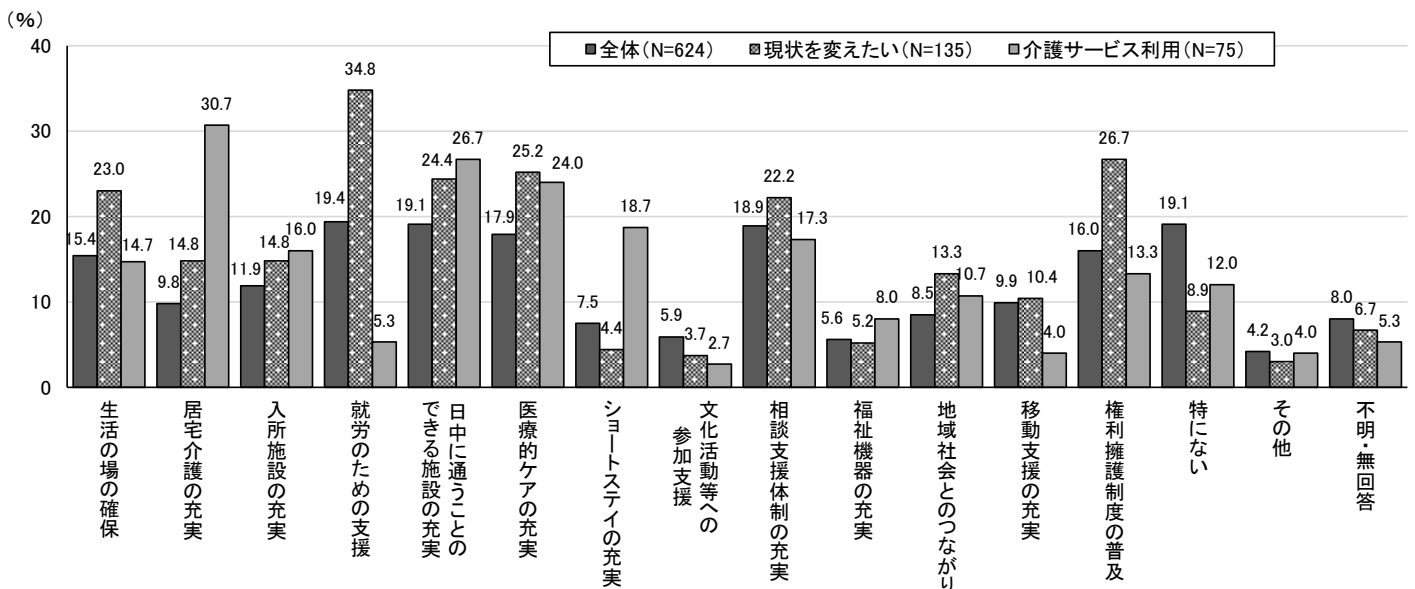
▼ 2) 生活支援

- ◆ 毎日の生活を送るうえで必要な支援として、就労支援や日中の通いの場を求める声が多い。
- ◆ 現在の生活から変わりたいと考えている人は、就労支援や権利擁護を必要とする割合が高くなっている。

■ 生活において必要な支援

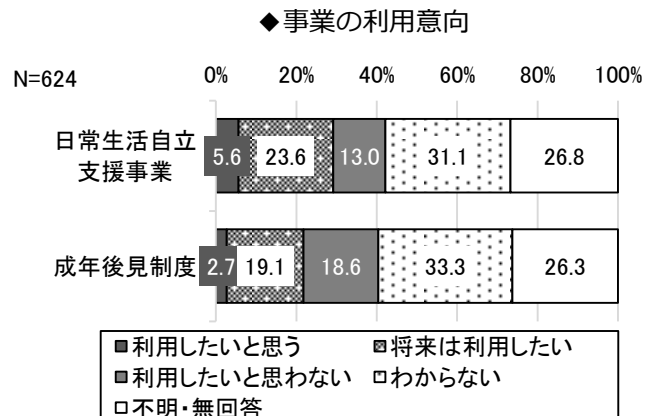
- 「現在の暮らしを続けたいか」では「続けたい」が7割、「変えたい」が2割となっている。
- 「今後どのように暮らしたいか」では「家族と一緒に暮らしたい」が5割と高くなっている。
- 「日常生活を送るうえで必要な支援」については、「相談支援体制の充実」「就労のための支援」などが高い。現在の暮らしを「変えたい」と考えている人の場合に、特に「就労のための支援」が高くなっている。
- 介護保険サービスを利用されている人では、「居宅介護の充実」「日中に通うことのできる施設の充実」を求める声が多くなっている。

◆ 毎日の生活を送るうえで必要な支援



■ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用状況

- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用状況については、どちらも「利用していない」が7割となっている。
- また、日常生活支援事業及び成年後見制度の利用意向については、「利用したいと思う」は低いものの、「将来は利用したい」は2割程度となっている。一方で、「わからない」がどちらも3割程度となっている。

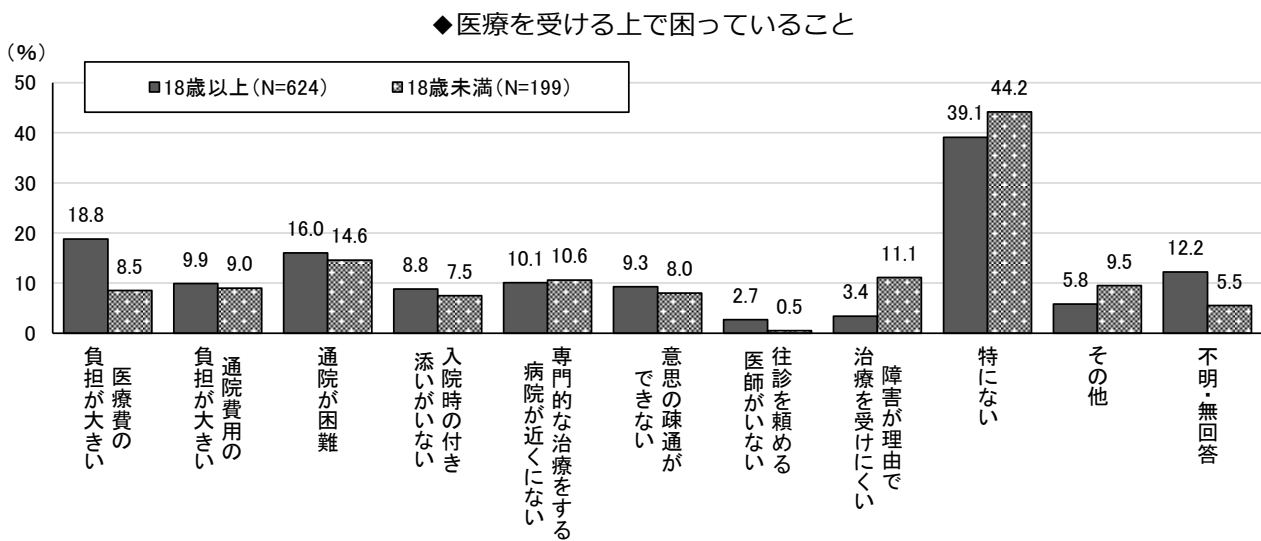


▼ 3) 保健・医療

◆前回調査と比べると、医療費の負担が大きいという回答が減少した一方で、通院への負担を感じるという回答が増加している。

■医療を受けるうえでの問題について

- 「医療を受ける上で困っていること」については、18歳以上では「医療費の負担が大きい」18歳未満では「通院が困難」が高くなっている。
- 18歳以上では、知的障害のある人の場合に「意思の疎通ができない」が平成25年実施の前回調査と比べて高くなっている。



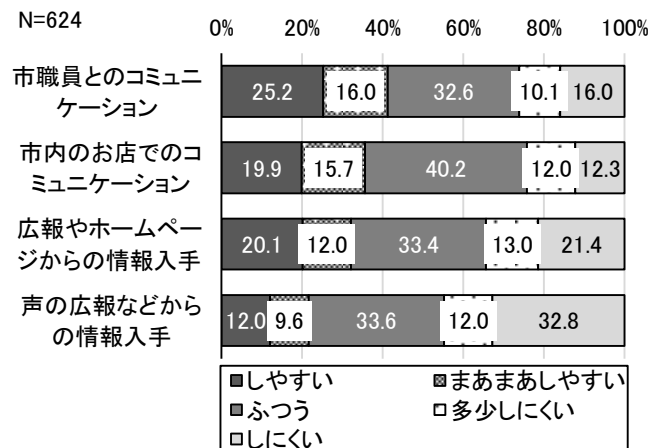
▼ 4) 情報・コミュニケーション

- ◆はじめての場所や病院においてコミュニケーションに困るという声が多い。
- ◆コミュニケーションよりも、情報の入手において困難を感じる場合が多い。

■情報利用・コミュニケーションについて

- コミュニケーションに困る機会としては「外出して知らないところに行くとき」「病院にかかったとき」が多い。
- 市役所や飲食店等でのコミュニケーションについては「しやすい」が「しにくい」を上回っているが、広報やホームページからの情報入手については「しにくい」が「しやすい」を上回っている。

◆コミュニケーション・情報入手のしやすさ



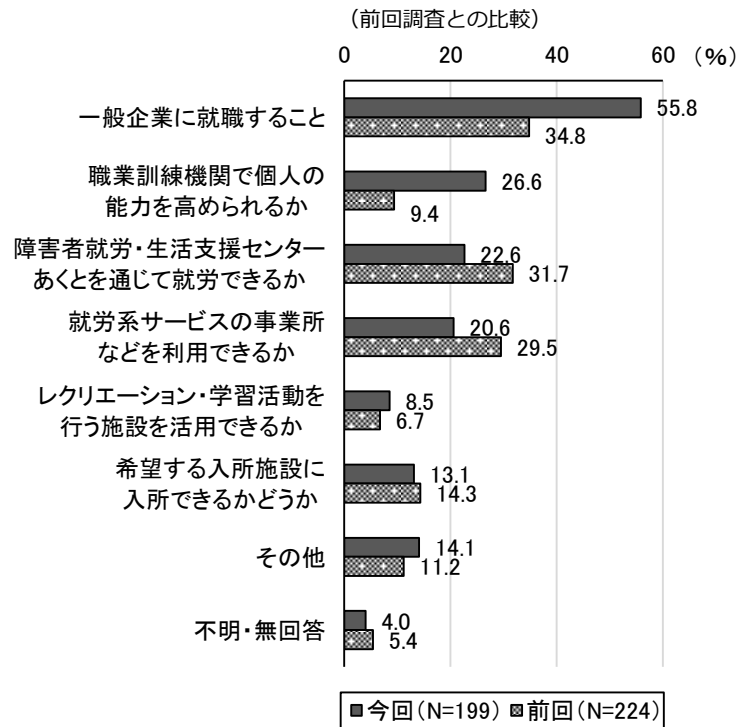
▼ 5) 障害のある子どもへの支援

- ◆ 前回調査と比べて、一般企業への就労意向が非常に高くなっている。
- ◆ 保護者が求める支援として、サービスや窓口をより利用しやすくしてほしいという声が多くなっている。

■ 就学環境について

- 「進学時に希望した学校に通っているか」については、9割以上が通っていると回答している。
- 「現在通っている学校において、他の児童と変わらない教育を受けるための配慮がなされているか」については、「配慮されている」が約7割となっている一方で、「配慮されていない」は約1割となっている。
- 「進路の不安」については、「一般企業に就職することへの不安」「障害者就労支援センターあくとを通じて就労できるかどうかの不安」が高くなっている。
- 平成25年実施の前回調査と比較すると、「一般企業に就職することへの不安」が高くなっている。

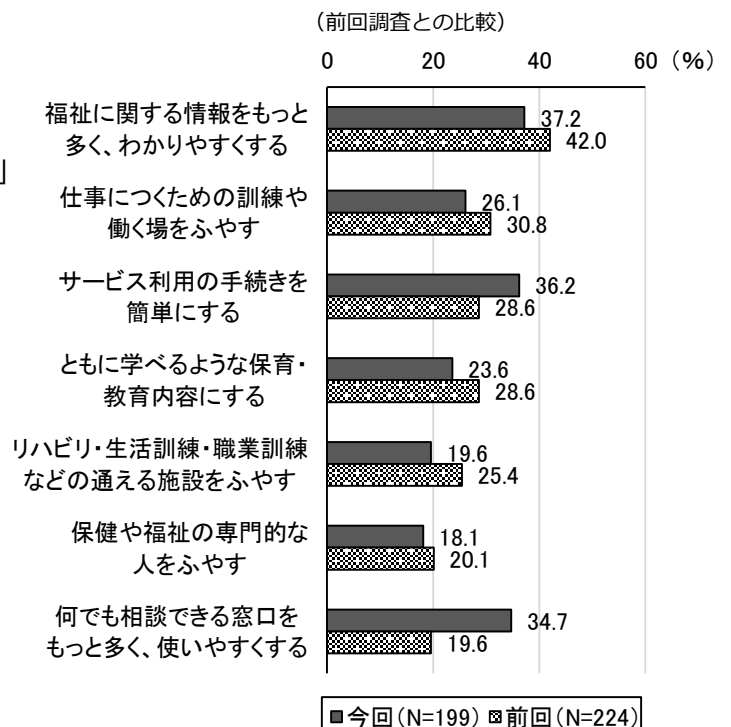
◆ 進路を考える際の不安



■ 保護者への支援について

- 「子どもへの支援について援助してくれる人はいるか」については、「少し援助してくれる人がいる」「援助してくれる人はいない」がそれぞれ3割程度となっている。
- 「住みなれたまちでより良く暮らすために必要なこと」については、「福祉に関する情報をもっと多く、わかりやすくする」が高くなっている。

◆ より良く暮らすために必要なこと (上位を抜粋)



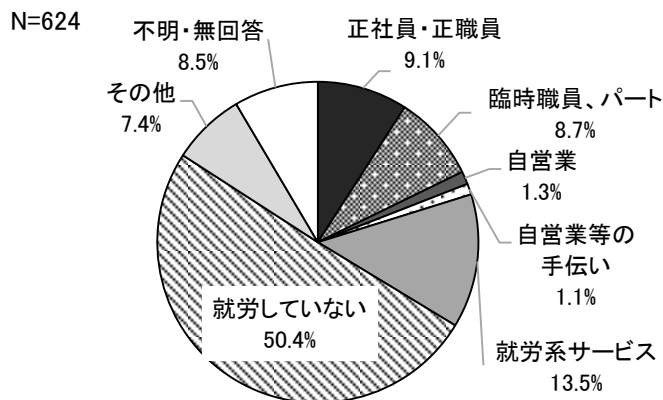
▼ 6) 雇用・就労・経済的自立への支援

- ◆アンケート調査において、就労（就労系サービス含む。）している割合は約 3 割。
- ◆給料・工賃の上昇や、継続的に雇用されるかを不安に感じる人が多い。
- ◆就労のために、周囲の理解がある、自分の特性に合った仕事を重要視する人が多い。

■ 就労の状況

- 「現在の就労状況」については、「就労していない」が最も高い。
- 「一般就労をしていない理由」については、「障害の状態にあった仕事がない」「健康状態がすぐれない」が高い。
- 月収総額については、全体では「5～9万円」が最も高くなっているが、「正社員・正職員」では「20～24万円」、「臨時職員、パート」では「10～14万円」、「就労系サービス」では「5～9万円」がそれぞれ最も高くなっている。

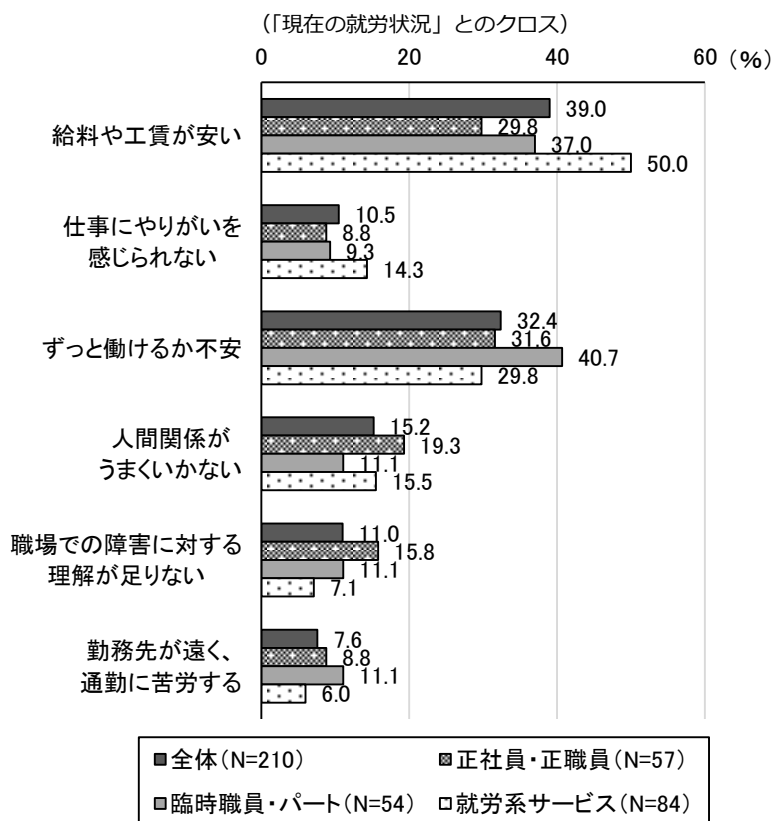
◆現在の就労状況



■ 就労において求めることについて

- 「仕事や職場における不満」については、「給料や工賃が安い」「ずっと働けるか不安」が高い。
- 「臨時職員、パート」の場合に「ずっと働けるか不安」、「就労系サービス」の場合に「給料や工賃が安い」が他の場合と比べて高くなっている。
- 「働く上で必要な条件」については、「障害に合った仕事であること」「障害に対する周囲の理解があること」が高くなっている。

◆仕事や職場における不満（上位を抜粋）

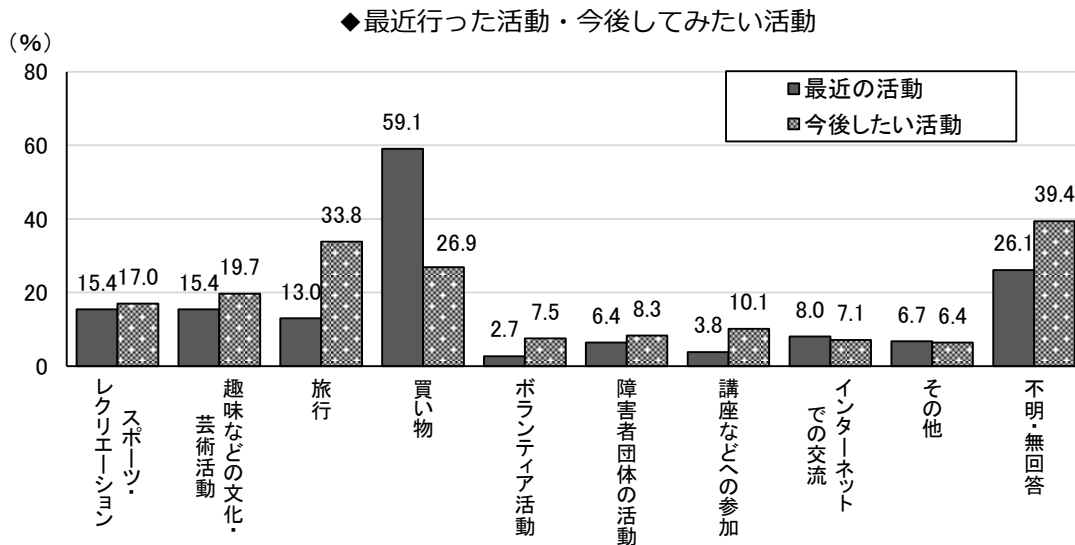


▼ 7) 文化芸術・スポーツなど

- ◆健康や体力面で活動に参加できないと回答する人が多い。
- ◆活動を行う上での問題として「移動が大変」と回答する人が前回時よりも多くなっている。

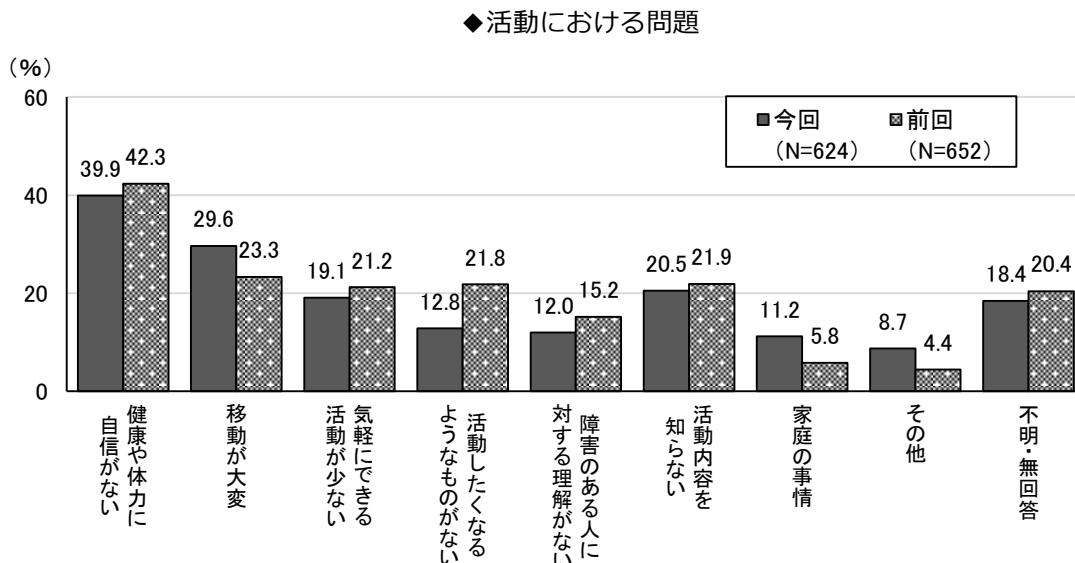
■文化芸術・スポーツ等の活動の状況

- 最近行った活動としては、「買い物」や「スポーツ・レクリエーション」「趣味などの文化・芸術活動」が高くなっている。
- 今後してみたい活動としては、「旅行」「買い物」が高くなっている。



■活動における問題

- 上記の活動を行う上での問題については、「健康や体力に自信がない」「移動が大変」が高くなっている。
- 平成 25 年実施の前回調査と比べると、「移動が大変」が高くなっている。



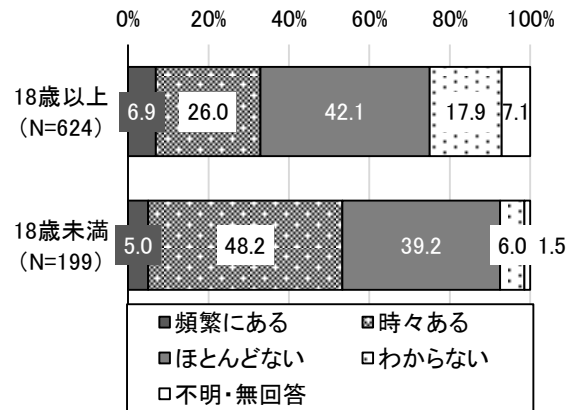
▼ 8) 理解の促進、相談支援。差別の解消、権利擁護の推進

- ◆差別・偏見を感じる頻度は、前回調査時と大きな変化はない。
- ◆相談窓口の利用意向は約 5 割で、「相談しても変わらない」と考える人が多い。
- ◆いつでも相談できること、支援機関と連携してくれることを相談機関に求める声が多い。

■差別や偏見の有無について

- 「差別や偏見の経験があるか」については、平成 25 年実施の前回調査と大きな違いはみられない。
- 18 歳未満の場合に「時々ある」が高くなっている。
- 「差別や偏見を感じる場面」については、18 歳以上、18 歳未満ともに「学校や職場での人とのつきあい」が高くなっている。

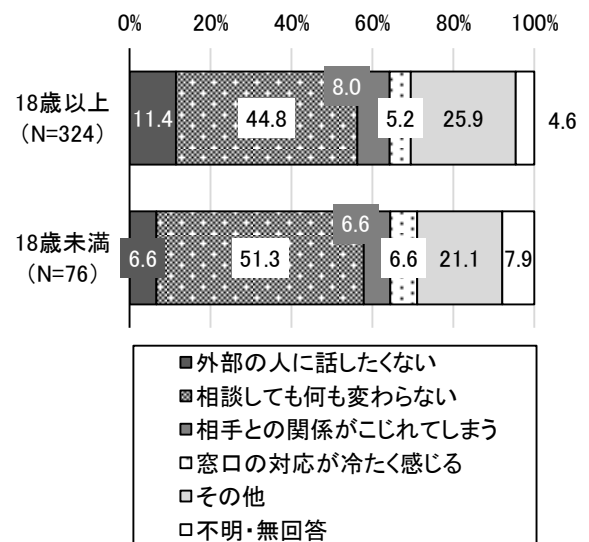
◆差別や偏見を感じる経験の有無



■相談窓口の利用意向について

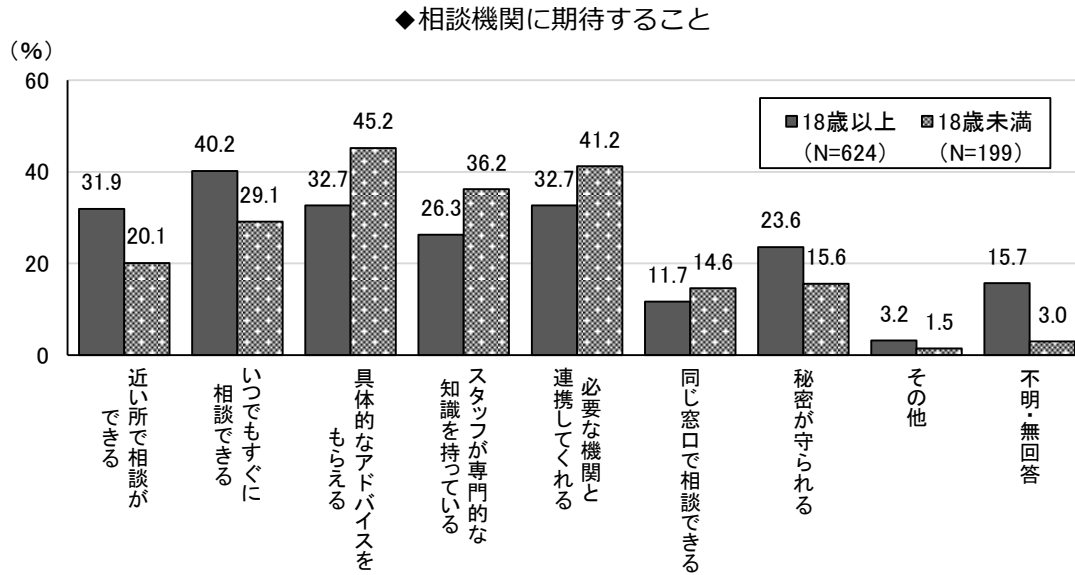
- 「差別や偏見等を感じたときに、市の相談窓口を利用したいと思うか」については、18 歳未満では「思う」が半数以上となっている一方で、18 歳以上では「思わない」が半数以上となっている。
- 「相談したくない理由」については、18 歳以上、18 歳未満ともに「相談しても何も変わらない」が最も高くなっている。

◆相談窓口を利用しない理由



■相談・情報入手について

- 相談先・情報入手先として家族や友人・知人が多くなっている。また、医療機関や学校も多くなっているが、市の機関を回答した人は少ない。
- 相談機関に期待することとしては、「いつでもすぐに相談できる」「必要な機関と連携してくれる」が多い。



2-4 事業所アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、「明石市障害福祉計画(第4期)」の各種サービスについて見込数と実績値の点検、評価を行うとともに、「明石市障害福祉計画(第5期)」における見込量や地域住民との相互理解等の実態を把握し、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的に実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 調査方法…郵送による配布・回収
- 調査実施期間…平成29年9月11日～平成29年10月2日

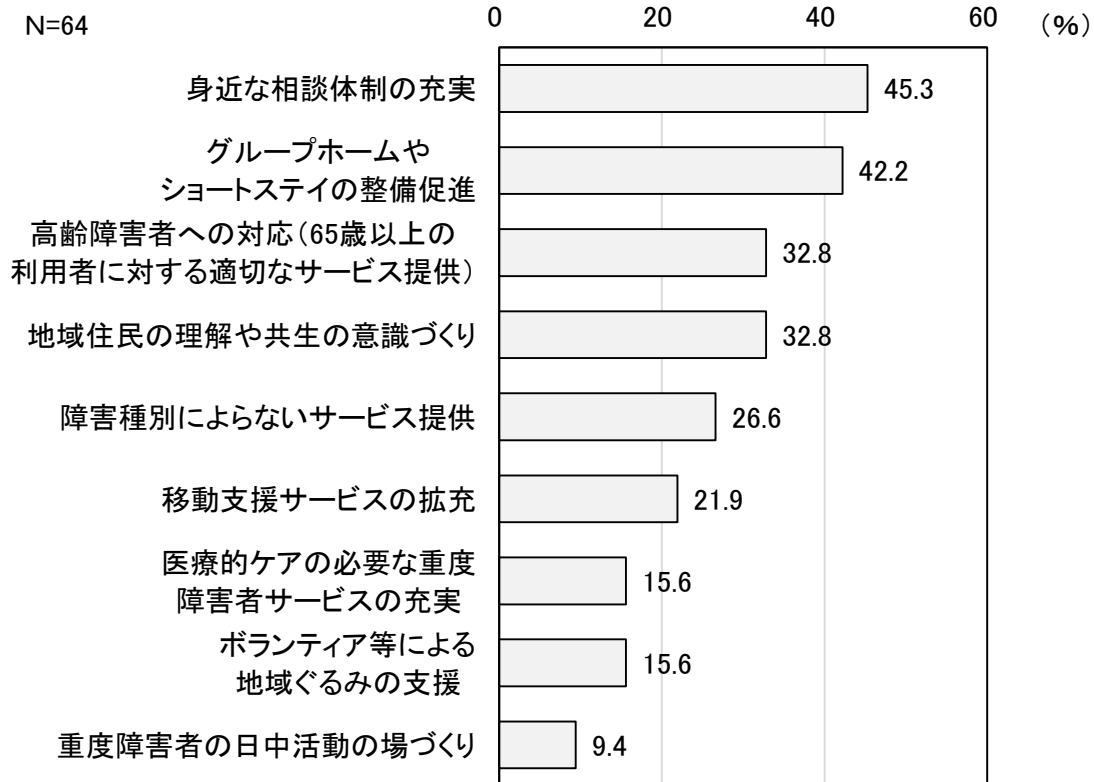
(3) 調査の対象・配布数

調査対象者	明石市内の障害福祉サービス等提供事業者
配布数	133件
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	86件
回収率	64.7%

(4) 回答内容概要

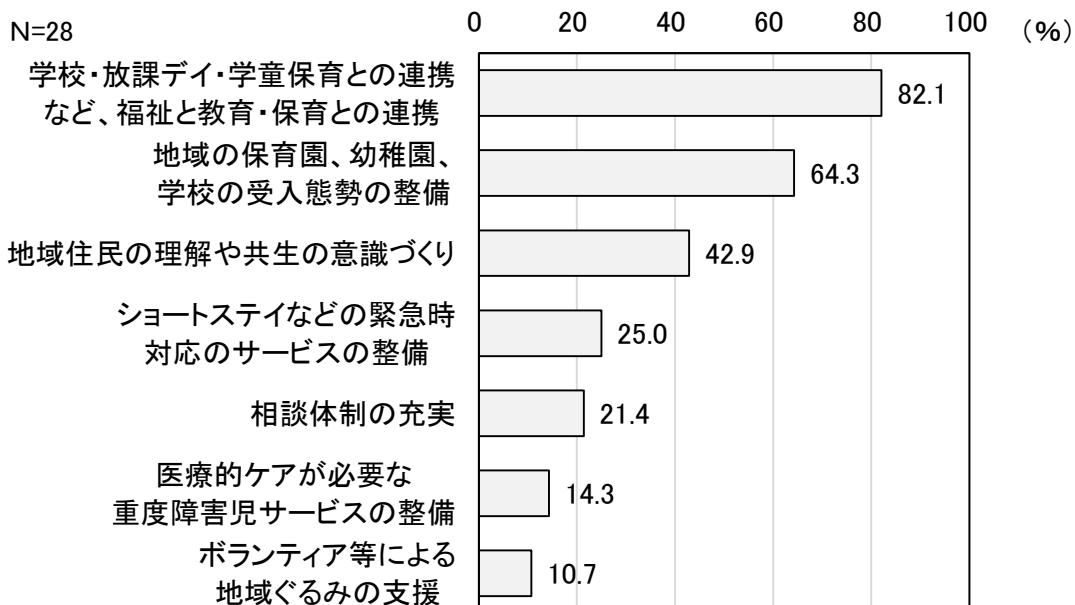
▼ 1) 地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み

地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みについては、「身近な相談体制の充実」が45.3%と最も高く、次いで「グループホームやショートステイの整備促進」が42.2%となっています。



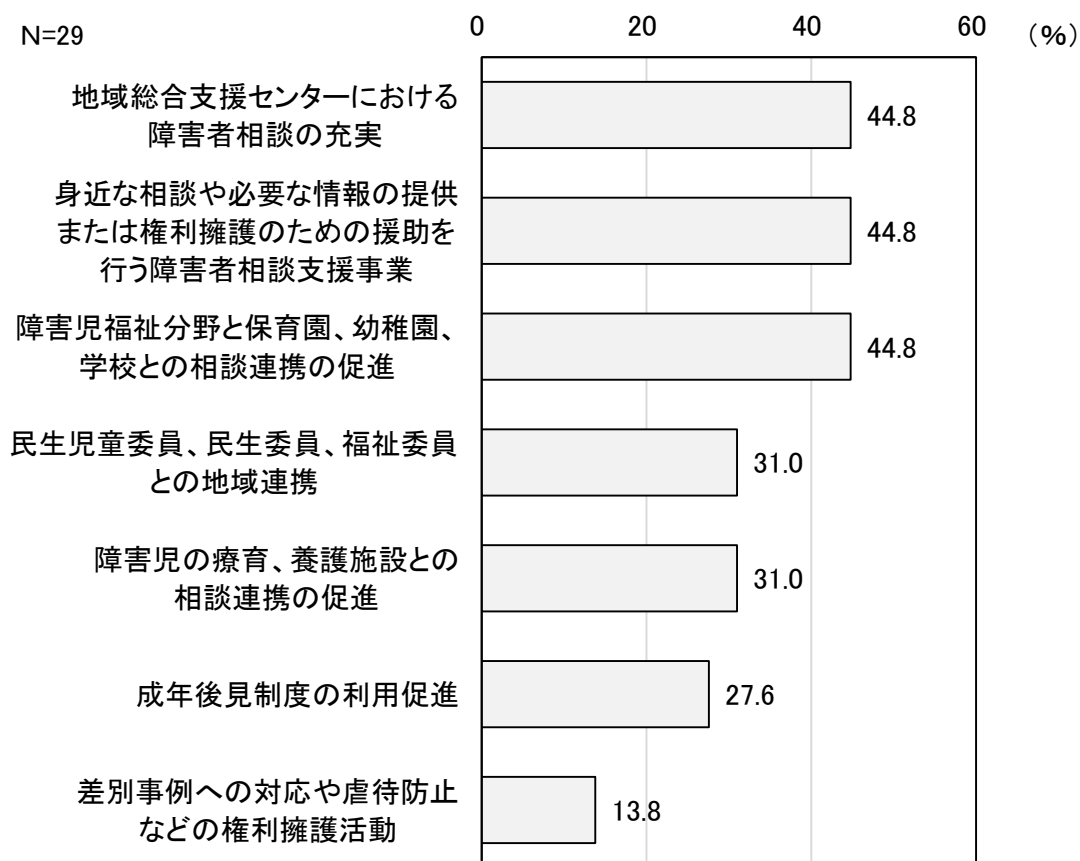
▼ 2) 障害のある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み

障害のある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組みについては、「学校・放課デイ・学童保育との連携など、福祉と教育・保育との連携」が82.1%と最も高く、次いで「地域の保育園、幼稚園、学校の受入態勢の整備」が64.3%となっています。



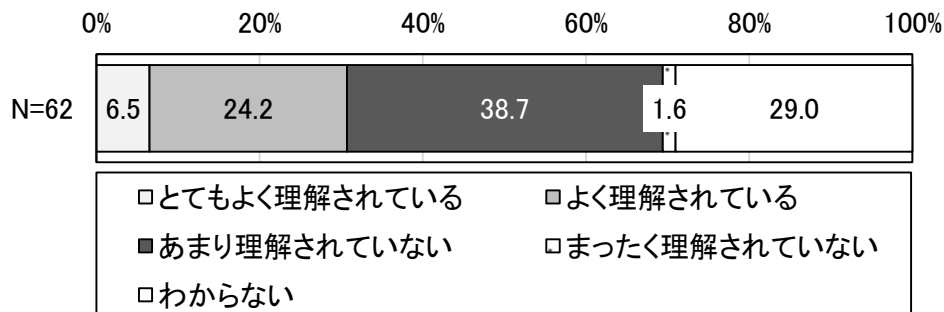
▼ 3) 相談支援を進めるために必要な取り組み

相談支援を進めるために必要な取り組みについては、「地域総合支援センターにおける障害者相談の充実」「身近な相談や必要な情報の提供または権利擁護のための援助を行う障害者相談支援事業」「障害児福祉分野と保育園、幼稚園、学校との相談連携の促進」が44.8%と最も高くなっています。



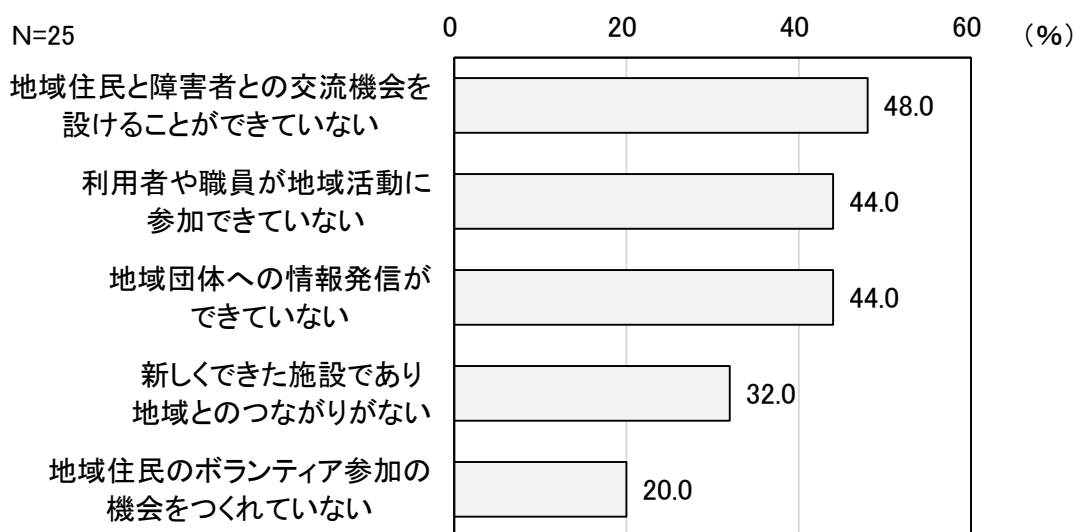
▼ 4) 事業所の活動や障害のある人に対する地域住民の理解

事業所の活動や障害のある人に対する地域住民の理解については、『理解されている（「とてもよく理解されている」と「よく理解されている」の合算）』が 30.7%、『理解されていない（「あまり理解されていない」と「まったく理解されていない」の合算）』が 40.3%となっています。



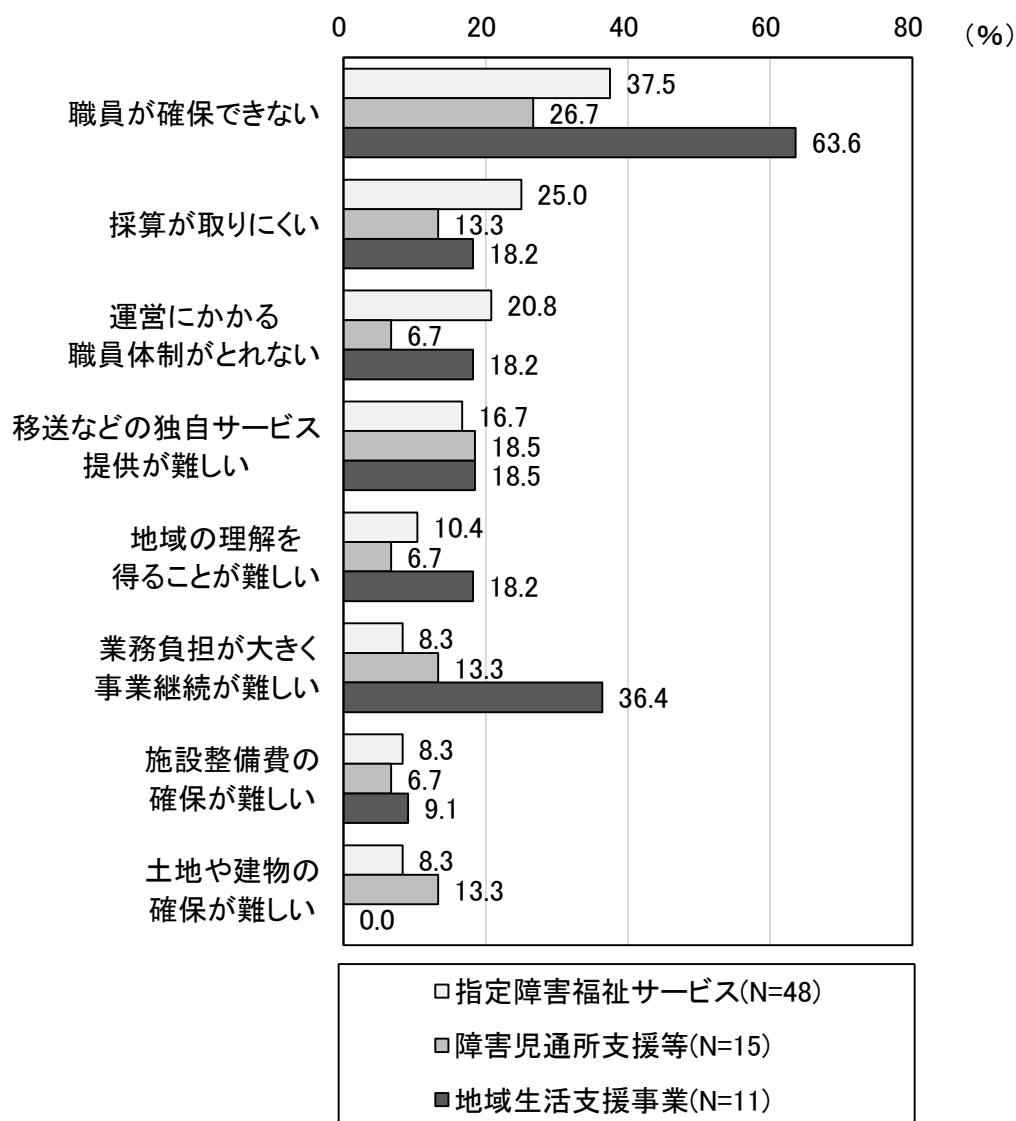
▼ 5) 地域住民の理解が得られていない理由

地域住民の理解が得られていない理由については、「地域住民と障害のある人との交流機会を設けることができていない」が 48.0%と最も高く、次いで「利用者や職員が地域活動に参加できていない」「地域団体への情報発信ができていない」がそれぞれ 44.0%となっています。



▼ 6) 利用者を集めることが難しかった理由

利用者を集めることが難しかった理由については、すべての事業所種類において「職員が確保できない」が最も高くなっています。また、[指定障害福祉サービス]では「採算が取りにくい」、[地域生活支援事業]では「業務負担が大きく、事業継続が難しい」も他の事業所種類と比べて高くなっています。



3. 計画策定において踏まえるべき課題

各種調査結果を踏まえ、本市における課題を以下の通りに抽出・整理しました。

(1) 障害のある人への理解促進、差別解消、権利擁護の更なる推進

- 差別を受けた場合に、迅速かつ的確に対応できる相談体制を整備する必要がある
- 市民だけでなく、市内事業者や支援団体、市職員など、あらゆる対象に理解促進を図る必要がある
- 障害のある人と一般の人が交流できる機会を提供する必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆差別を受けたことが「ある」という回答が 18 歳以上で約 3 割、18 未満で約 5 割 ◆『差別を受けたときに相談したいか』という質問に対して、「思わない」は 18 歳以上で約 5 割、18 歳未満で約 4 割 ◆『相談したいと思わない理由』については、「相談しても何も変わらない」が 18 歳以上・18 歳未満ともに約 5 割 ◆『誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくために必要なこと』では「差別や偏見が無くなること」が約 5 割 ◆広報やホームページ等からの情報入手については、「しにくい」と感じている人が「しやすい」と感じている人を上回っている
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域や関係団体への理解促進も求められている ◆地域や事業者、医療機関に精神障害のある人への理解を求める意見もみられる ◆文化・芸術に関するイベントを開催する場合、当事者だけでなく一般の人の参加や交流、非差別化を求める意見もみられる
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『事業所の活動や障害のある人に対する地域住民の理解の程度』では「あまり理解されていない」が約 4 割、「分からない」が約 3 割

(2) 災害対策の更なる取り組み強化

- 障害のある人が避難しやすい避難所づくりを進める必要がある
- 情報が入手できずに孤立してしまうことがないよう、正確に情報を伝えることができる仕組みを構築する必要がある
- 災害時に、障害のある人に対して地域が支援できる関係づくりを進める必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『避難所へ行くことにためらいを感じるか』では「感じる」が約5割 ◆『災害時に一人で避難できるか』では「できない」が18歳以上で5割弱、18歳未満で6割強 ◆避難所に求めることとして、障害のある人に配慮した環境整備や服用している薬の備蓄が多くなっている ◆避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制整備を求める声も多くなっている ◆普段の情報入手先として「家族・親族」や「医療機関」が多くなっている
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害に関する情報が入手できず、逃げ遅れてしまうのではという不安の声がある ◆障害のある人でも参加できる防災訓練を考えてほしいという意見がみられる ◆避難所において、障害のある人に配慮した環境を整備してほしいという意見がみられる
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『事業所の活動や障害のある人が地域に理解されていない理由』として「利用者や職員が地域活動に参加できていない」が4割以上

(3) 障害福祉サービス（グループホーム、ショートステイ等）の拡充

- 障害のある人が安心して暮らせるよう、サービスの質・量ともに確保する必要がある
- 現在の生活の継続だけでなく、将来的な自立・地域移行を見据え、今後もグループホームやショートステイ等のサービスの確保に努める必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『毎日の生活を送る上で特に必要な支援』については、療育手帳所持者の場合に「生活の場の確保（グループホームを含む）」が特に高くなっている ◆『誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくために必要なこと』では「必要な時に必要な支援を受けられること」が18歳以上で約6割、18歳未満で約7割と非常に高くなっている
関係団体調査	◆グループホームやショートステイが不足しているという意見がみられる
事業所アンケート調査	◆『地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み』として「グループホームやショートステイの整備促進」が4割程度と高くなっている

(4) 障害福祉サービス事業所の人材育成・人材確保

- サービスの提供・事業所の運営の両面から、人材確保・育成が求められている

調査項目	調査結果
関係団体調査	◆障害福祉を支える人材を確保することや、育成を進めることが課題であるという意見がみられる
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『利用者を集めることが難しい理由』として「職員が確保できない」がどの事業においても最も高い ◆管理者等対象の必須研修回数や研修参加要件の緩和を求める意見がみられる

(5) 家族への支援

- 介護者の高齢化が進んでおり、介護負担の更なる増加が懸念されるため、当事者だけでなくその家族も含めた支援が必要となる
- レスパイトケアや緊急時の、ショートステイなどのサービスの充実が必要。今後、「親亡き後」に向けた体験の場としても必要となる。

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『介護者の年齢』については、60歳以上が全体の半数以上を占めている ◆経済的負担や時間的拘束など、介護において負担を感じる機会があると回答する人は多い ◆特に、『将来の見通しがたてられない』については半数以上が「大いにある」と回答している
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族が留守の場合でもサービスの利用が可能になるよう望む声がある ◆家族への支援を望む意見がみられる

(6) 医療的ケア対応を含めた保健・医療施策の拡充

- 事業所の確保や人材育成などを通じた、医療的ケアが必要な人に対応できる体制づくりを進めていく必要がある
- 医療にかかる費用負担を軽減するための助成等の方策を検討する必要がある。

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『毎日の生活を送る上で特に必要な支援』については、身体障害者手帳所持者の場合に「医療的ケアの充実」を求める声が多くなっている ◆『医療的ケアを必要とする人が安心して生活するために充実すべきサービス』については、「医療的ケアに対応できる施設職員などの育成」が4割弱と高くなっている
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療的ケア児への支援充実や医療関係者の配置促進を望む声がある ◆障害のある人の健診、予防接種助成を望む声もある
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『障害のある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み』として「医療的ケア児や重度の障害のある子どものサービスや施設」を望む声がある

(7) 相談支援、就労支援体制の強化

- 就労意向は高いが職場への定着に不安を感じている人がいるため、関係機関同士の連携も含め、包括的に定着支援を進める必要がある
- どこに相談すればよいかわからず、孤立してしまうことを防ぐために、地域の身近なところでより相談しやすい体制を整備する必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『毎日の生活を送る上で特に必要な支援』については、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合に「就労のための支援」「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が高くなっている ◆『現在困っていることや不安に思っていること』として、18歳未満で療育手帳所持者の場合は「就学・就労相談」が5割以上と高くなっている ◆『現在の職場に対する不満や改善してほしい点』として、「給料や工賃が安い」が約4割と高い。「ずっと働けるか不安」も約3割となっている ◆『相談する相手』として、「障害のある子どもをもつ親同士」が8割程度と高くなっている ◆相談相手がいない人の3割強は「どのようにつながりをつくれれば良いかわからない」と回答している
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労定着率の上昇のために、関係機関同士が連携・対話できる機会を持つ必要がある ◆特に重度の障害のある人の収入を確保できる方策が必要である
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み』として「身近な相談体制の充実」が約4割 ◆相談支援を進めるために、「地域総合支援センターでの障害者相談の充実」「身近な相談や必要な情報の提供」を望む声がある ◆「親亡き後の後見人や住まいの相談支援」「相談支援事業所が少ない」といった意見もみられる

第3章 本計画の基本理念と基本目標

1. 本計画の基本理念

★基本理念

誰もが地域で安心していきいきと暮らせる 支えあいによる共生のまちづくりの実現

「共生のまちづくり」とは、地域で暮らす全ての人々が、障害などによって分け隔てられることなく、誰もが自らの意思で判断・選択できるような支援があり、その能力を最大限に発揮して自己実現を達成するための環境が整った社会であるといえます。住み慣れた地域で、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現を本市は目指します。

このような観点から支えあいによる共生のまちづくりの実現に向け、障害のある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援（合理的配慮の提供など）を進めるとともに、誰一人として排除することのない、包括的な支援も進めていきます。

こうした包括的な支援は、市外から本市に訪れる多くの人への受け入れ対応にもなり、「共生社会ホストタウン」構想の具体化にもつながります。このような総合的、包括的支援を進めていくためにも国際的な指針となっている「SDGs = (持続可能な開発目標)」を十分に踏まえ、本計画の基本理念の実現をめざします。

2. 本計画の基本目標

基本理念の実現及び計画策定において抽出された課題を踏まえて、障害のある人の自立及び社会の様々な機会での自己実現を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の8つの基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために

◆ユニバーサルデザインや防災・防犯の視点を踏まえた生活環境の整備

障害の有無を問わず、明石市で暮らす全ての人にとって利用しやすく、また、災害などが発生した場合にも被害を最小限に抑えることのできる、安心・安全の生活環境の整備と充実を進めていきます。

基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために

◆サポートを受けた自立生活と意思決定支援の推進

障害のある人が、自分の望む生活ができるよう、地域での自立生活を支えるサービスを充実させるとともに、誰もが自らの意思で判断・選択できるようサポートする意思決定の支援や、本人の希望や障害の特性に応じたサービスのコーディネートなどを行います。

基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために

◆身近な地域で保健・医療、リハビリを受けられる体制の充実

現在疾病などを抱えている人の重度化防止や状態の改善に向けて、疾病の早期発見や予防に加え、地域での医療体制の充実を図っていきます。また、精神保健医療や難病対策の充実も進めていき、日常生活を健康に過ごせるよう支援します。

基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加の拡充

◆意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実

障害のある人が孤立することなく、皆と変わらず社会に関わることができるよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させるとともに、必要な情報を困難に感じることなく入手し発信できるよう、情報アクセシビリティの向上を進めていきます。

基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために

◆一人ひとりのニーズに応じた療育・保育・教育の推進

障害のある子どもが、障害のない子どもと変わらずに教育を受けることができるよう、障害のある子どものライフステージに応じた切れ目ない支援を展開するとともに、一人ひとりのニーズに応じたインクルーシブ教育の推進を図ります。

基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援

◆雇用・就労（経済的自立）支援の充実

経済的な自立を通じて、自分の望む生活ができるよう、就労の場の確保や就労先のマッチングなどを行うとともに、雇用や就労を通じた更生支援にも取り組んでいきます。また、公的機関や民間事業者に対する雇用の促進に向けた理解啓発にも取り組みます。

基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために

◆学習、スポーツ、文化・芸術活動を通じた社会参加の促進

障害のある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、学習機会やスポーツ、文化・芸術活動の場の充実に取り組みます。また、スポーツや文化・芸術活動等の情報提供を通じて、各種活動の活性化を図ります。

基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

◆地域総合支援センターと連携した権利擁護の体制整備の推進

障害のある人の日常生活における権利が侵害されることのないよう、虐待や差別などを防ぐための取り組みを進めるとともに、判断能力に不安のある人が詐欺などの被害に遭うことがないよう、成年後見制度等の充実を図ります。

3. 課題と施策の対応表

主な課題

1	障害のある人への理解促進、差別解消、権利擁護の更なる推進	
2	災害対策の更なる取り組み強化	
3	障害福祉サービス（グループホーム、ショートステイ等）の拡充	
4	障害福祉サービス事業所の人材育成・人材確保	
5	家族への支援	
6	医療的ケア対応を含めた保健・医療施策の拡充	
7	相談支援、就労支援体制の強化	

基本目標	施策目標
基本目標 1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備 1-2 移動・交通手段の整備 1-3 暮らしやすい住まいの充実 1-4 防災対策の充実
基本目標 2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実 2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進 2-3 相談・マネジメント体制の充実 2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施 2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進
基本目標 3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	3-1 疾病の予防・早期発見 3-2 地域医療体制の充実 3-3 健康の保持・増進 3-4 精神保健医療と難病対策の充実
基本目標 4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成 4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進 4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実
基本目標 5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実 5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
基本目標 6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-1 就労支援の充実 6-2 障害者雇用における企業などへの支援 6-3 多様な就労の場の確保
基本目標 7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために	7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実 7-2 スポーツ活動の充実 7-3 文化・芸術活動への支援
基本目標 8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8-1 障害者虐待への対応 8-2 差別解消及び障害理解の促進 8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進 8-4 成年後見制度の利用支援 8-5 消費者相談の充実 8-6 更生支援の実施

第4章 各論

基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために

▼現状の課題

- 本市では、公共施設を新設（新築）する場合、ユニバーサルデザインの観点から、関係法令等に基づき施設の整備内容を決定し、設計しています。また、関係法令等の対象にならない規模の施設である場合においても、可能な限りバリアフリーになるよう配慮しています。
- ハード面のバリアフリーに加え、障害のある人に対して必要な配慮が提供できるよう、「心のバリアフリー」の普及にも取り組んでいます。
- アンケート調査では、外出時に困ることとして、段差が多いために移動が困難であるという意見が多くみられます。
- 平成30年7月から始まった、「(仮称) あかしインクルーシブ条例検討会」では、「ユニバーサルデザインの街づくり部会」を設置して、民間施設、公共空間、交通、観光、災害などの課題について、検討が行われています。今後も引き続き、様々な市民の視点に立って、まちを見直し、バリアフリー化はもとより、ユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりの取り組みを進めていきます。
- 視覚障害のある人等の転落事故防止対策として、平成29年度までに市内全鉄道駅への内方線付き点状ブロックを設置しました。
- JR明石駅、JR西明石駅へのホームドアの早期設置を、交通事業者と協議を進めています。
- 平成27年度に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、平常時に自治会等に提供する避難行動要支援者名簿についても、原則として本人からの拒否申出がない限り、同意がなくても登録できることとし、平常時用名簿の登録者数を増やす取り組みを進めています。
- アンケート調査では、避難所への避難にためらいを感じると回答した人が多くいます。避難所へ避難ができずに逃げ遅れてしまうことのないよう、障害のある人に配慮した避難所の運営が求められます。
- 災害発生時に必要な情報が得られず、孤立してしまうことを不安視する回答も多くみられます。障害のある人にも情報が伝わる体制を整備するとともに、地域による支援体制を構築し、いざという時に地域からも避難支援ができるようにする必要があります。

1 - 1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 地域包括ケアシステムの構築とコンパクトシティ形成の連携 【新規】	
①	障害福祉サービス施設等の立地検討については、利用者がサービスを利用しつつ、可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要であることから、利用者の居住地、地域、公共交通ネットワーク等や、医療、介護サービスを含む各種サービスについて、将来の都市像を考慮し、適切に検討します。
2 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	
①	公共施設の新設にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行います。
②	施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の障害の特性等を把握したうえで、障害者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターを設置などを推進します。
③	歩道の段差解消、点字ブロック整備などを推進します。
④	通行の支障となる放置自転車等の減少をめざした取り組みを進めます。
⑤	今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインを踏まえ、すべての市民が利用しやすい整備を促進します。
3 兵庫県福祉のまちづくり条例などの周知・啓発	
①	民間施設の整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などの周知を図るとともに、これらの法律や条例に基づき、障害のある人などに配慮した施設整備を行うよう指導、助言します。
4 心のバリアフリーの普及	
①	障害者団体、事業者、各種業界団体等と協力し、障害のある人に必要な配慮についての広報・啓発を行うなど、「心のバリアフリー」の普及に努めます。

1-2 移動・交通手段の整備

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援	
①	誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を交通事業者に働きかけるとともに、導入支援を行います。
2 各種交通機関における助成	
①	福祉タクシー利用券の交付をはじめ、各種交通機関における料金割引制度を周知するなどして、障害のある人の移動を支援するための取り組みを推進します。
3 移動支援事業の推進	
①	重度の障害や視覚障害のため単独外出が困難な障害のある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を支援します。
4 行動援護の推進	
①	自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害のある人へ、危険回避のために必要な支援や外出支援を推進します。
5 盲導犬、介助犬、聴導犬についての普及・広報	
①	「身体障害者補助犬法」に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の機能や役割、公共施設やデパート、レストランなどでの受入れについて啓発・広報を推進します。
6 鉄道駅舎ホーム柵設置促進事業 【新規】	
①	誰もが安全に安心して公共交通を利用できるようホーム柵の設置を促進します。
7 視覚・聴覚障害のある人に対する情報バリアフリー【新規・拡充】	
①	適切な乗降補助や筆談対応など、視覚・聴覚障害のある人への案内情報の充実を交通事業者に働きかけるとともに、交通事業者からの相談に対する助言や乗務員研修の支援などを行います。

1-3 暮らしやすい住まいの充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 住まいのバリアフリー化の推進	
①	居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。
2 市営住宅のバリアフリー化の促進	
①	市営住宅の改修においては、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付けなどのバリアフリー化の要望を認め、障害のある人が安心して生活できる住環境の整備を図ります。

1 - 4 防災対策の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 防災訓練の参加促進	
①	防災訓練に障害のある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。
2 避難誘導體制の確立	
①	避難行動要支援者名簿を周知するとともに、避難行動要支援者名簿の提供を通じて地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取り組みを引き続き推進します。また、その制度や支援体制の仕組みについての啓発に努めます。
3 避難のための情報伝達	
①	災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者（要援護者）に確実に伝達されるよう、その伝達方法について特に配慮します。各種伝達方法の特性を踏まえた有効な伝達システムの構築を図ります。
4 避難先での支援	
①	医薬品の提供などの災害時における医療救護活動に努めます。
②	災害対応病院等による医療支援や、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能向上に努めます。
5 避難時の合理的配慮の提供 【新規】	
①	市内各避難所へのコミュニケーションボードの設置検討等、災害時でも円滑にコミュニケーションを行うことができるよう取り組みを進めます。
6 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成促進 【新規】	
①	平成 29 年の「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に防災体制や避難誘導、訓練等の事項を定めた避難確保計画の作成が義務付けられことから、新たに対象となる施設に計画の作成を促進します。
7 地域における要配慮者対策の推進 【新規】	
①	モデル校区での検証を経て地域向けの要配慮者対策ガイドラインを作成し、各小学校区に提供するとともに、要配慮者の安否確認や避難支援などの対策を進めます。

基本目標 2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために

▼現状の課題

- 各種調査や地域自立支援協議会それぞれで、人材の確保・育成が喫緊の課題として挙げられています。今後、会議等で人材の確保・育成に向けた課題や実施方法について検討を行い、具体的な方策を固めていく必要があります。
- 年齢や性別、障害の種別、障害の程度、利用時間帯など、利用者のニーズに沿ったサービス提供の在り方が求められています。
- 障害の重度化、支援を担ってきた家族の高齢化に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障害福祉サービスにおいて、サービス利用量のさらなる増大が予想されます。特に、居宅介護については、利用人数及び利用量ともに急増しており、今後もその傾向が続くものと考えられます。また、地域での生活基盤となるグループホームについては、国における家賃助成制度や施設整備に要する経費の補助制度等により、その整備が進んでいます。
- 精神障害のある人の地域移行に向けた取り組みが課題となっています。精神障害のある人の地域移行と地域定着を進めるためには、病院、家族、事業所、市が、地域生活を希望する当事者の意向を踏まえた支援のあり方をお互いに理解・共有し、それぞれの役割を果たしながら協働して病院の内と外との連携した取り組みを行うことが重要になります。明石市障害福祉計画（第5期）においては重点施策に位置づけていることを踏まえ、本計画においても継続した取り組みを行っていきます。
- 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への助言・指導や、資質向上研修を実施する機関である「基幹相談支援センター」の法制化に伴い、本市では、すべての障害に対応した地域における相談支援の拠点として、「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」を平成24年10月に開設し、相談支援体制の強化を図りました。
- アンケート調査では、安心して暮らし続けるために必要な取り組みとして、必要な時に必要な支援を受けられる環境を求める声が非常に多くなっています。サービスの質・量の確保に向けて、各種サービス事業所の拡充が求められます。
- 平成30年度より、総合的な相談対応や支援調整を行う「地域総合支援センター」を市内6か所に設置しています。このセンターは、保健師や社会福祉士等の専門職が、総合的な相談対応や支援調整を行うなど、地域の支援拠点として、また、市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。

2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 人材育成と確保に向けた取り組み 【新規】	
①	障害のある人に必要なサービスを今後も確保するため、人材育成と確保について協議・検討を行います。
2 居宅介護等の訪問系サービスの充実	
①	移動が困難な障害のある人の外出を促進するための移動支援事業を支援します。
3 短期入所の充実	
①	障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を支援します。
4 日中活動の場の確保と支援	
①	障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
5 住まいの場の確保、居住の支援	
①	入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業を促進し、障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取り組みます。
②	障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくために、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。また、公営住宅を活用したグループホーム等の設置を支援します。
③	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取り組みを推進します。
6 補装具、日常生活用具等の給付	
①	障害のある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。
7 入浴サービスの充実	
①	自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害のある人などへの訪問入浴サービスについて、利用者のニーズを踏まえ、サービスを引き続き実施します。

No.	施策目標
8 難病患者への支援	
①	難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。
②	難病患者の交流の場に対する支援を行います。
9 サービス事業所への支援	
①	介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。
②	中高生への実習機会の提供など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。
③	障害のある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修の実施を支援します。
10 各種年金・手当の支給	
①	障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について、継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について広報などにより周知を図ります。
②	障害基礎年金（国民年金）について、障害のある人の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な支給に努めます。
11 高齢の障害のある人への生活支援	
①	高齢化する障害福祉サービス利用者にふさわしい支援のあり方について検討し、関係機関との調整を図ります。
②	介護保険制度の対象となる障害のある人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。

2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 意思決定支援ガイドラインの普及 【新規】	
①	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を相談支援に関わる関係者や障害福祉サービス事業所と共有・普及を図り、障害のある人の意思を尊重した相談支援や質の高いサービス提供を推進します。

2-3 相談・マネジメント体制の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 相談支援体制の充実	
①	障害のある人の相談に対応し、適切なサービスにつなぐ役割として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の活動を図ります。これら障害者相談員や同じく地域で活動する民生委員・児童委員に対し、適切な相談・助言に関する研修を充実します。
②	障害のある人自身もしくはその家族が仲間（ピア）として障害のある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターとの連携に努めます。
③	相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。
④	地域総合支援センターでは、高齢者、障害のある人、子ども等の総合的、包括的な相談支援と、住民全体の多様な支え合い体制の構築等を一体的に推進し、地域福祉の充実を目指します。
2 相談支援事業の充実	
①	必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともにを行い、障害のある人のサービス利用を支援します。
②	「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組みます。
③	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。
④	相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員との連携を図ります。
3 地域移行・地域定着の支援体制の強化	
①	入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置を支援します。
4 地域自立支援協議会の機能強化	
①	障害のある人に対する保健、医療、教育、保育、福祉などのサービスに関する全体調整機関として地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。

No.	施策目標
5	専門相談機能の充実
①	明石市立発達支援センターのさらなる相談機能の充実を図るとともに、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。

2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	第三者評価事業の推進
①	サービス事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業所の自己評価や施設利用者による利用者評価に加えて第三者評価機関による評価事業の推進を図ります。

2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	ボランティア活動への支援
①	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアに関する情報を共有し、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供などの支援を図ります。
②	ボランティアの確保・育成とともに、障害のある人とボランティアをコーディネートする明石市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
2	福祉ニーズを把握するための仕組みづくり
①	障害者相談員や民生委員・児童委員の各活動の連携を強化し、地域で支援が必要な障害のある人の状況と福祉ニーズの把握に努めます。
3	地域での助け合い活動の推進
①	地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による助け合い活動を促進し、地域の障害のある人に対する声かけ・見守りなどの個別支援活動の促進を図ります。

基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために

▼現状の課題

- 本市が中核市に移行したことに伴い設置したあかし保健所との連携強化を図り、障害のある人が身近な地域で保健、医療、リハビリなどを安心して受けられる体制の整備、充実を進めています。
- 長期入院している精神障害や、常時医療的ケアを必要とする重度障害のある人の地域移行・地域定着を図るため、福祉サービスとともに訪問看護等の保健医療サービスの充実が求められています。
- 「精神疾患」の患者は、うつ病や統合失調症を中心に増加しており、今では「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」及び「糖尿病」と並んで国民病の一つになっています。うつ病は、患者が増加しているだけでなく自殺との関連が指摘されており、うつ病に対する正しい知識の普及、早期発見・早期治療、相談機関のネットワーク体制づくりが必要となっています。
- 「障害者総合支援法」の制定・一部施行（平成 25 年 4 月）により、政令で定める難病を有する人も障害福祉サービス等の利用対象者となりました。難病患者の適切な療養環境や生活の質が確保されるよう、在宅療養に関するケアマネジメント機能を、保健、医療、福祉関係機関と連携して強化することが必要です。
- 明石市障害福祉計画（第 5 期）・明石市障害児福祉計画（第 1 期）においては、新たに精神障害のある人の地域移行促進と、医療的ケアを必要とする子どもへの支援が位置づけられました。それぞれのテーマについて、地域課題の抽出や対応方法を検討していく協議の場の設置や、対応できる事業所や人材の確保を進める必要があります。
- 医療的ケアを必要とする子どもを抱えている保護者は、ケアを必要としない場合と比べて介護負担が大きくなっています。医療的ケアに対応できる事業所の確保を進め、保護者のレスパイトケアが可能となる環境づくりが求められます。

3 - 1 疾病の予防・早期発見

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 各種健康診査における体制の充実	
①	乳幼児健康診査において、障害や疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行い、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。
②	市民一人ひとりが健診などで、自分の健康状態を把握し、望ましい生活習慣を実践していく生涯を通じた健康管理の推進を図ります。
2 各種保健相談の充実	
①	母子保健において、発育・発達相談として家庭訪問や乳幼児健康相談等での個別相談や集団での教室を行い、就園・就学までの切れ目のない支援に努めます。
②	保健、医療、福祉全般における相談を実施し、地域生活を安定して続けられるために関係機関の紹介等を行い適切な支援に努めます。
3 関係機関との連携促進	
①	各種健康診査や保健相談等より、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、支援体制の充実を図ります。

3-2 地域医療体制の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 利用しやすいサービス提供体制の充実	
①	障害のある人が身近な地域で安心して医療サービスを受けることができるよう、利用しやすい施設の整備促進や市内医療機関への障害のある人の理解・啓発に努めます。
②	障害のある人の生命に危険があるなどの緊急時の通報等に適切な対応ができるよう、救急医療体制の整備に努めます。
③	重度障害者訪問看護医療費の助成を実施し、指定訪問看護で支払った保険診療にかかる自己負担額を軽減します。
2 在宅生活を支えるリハビリテーションなどの充実	
①	在宅で療養する障害のある人がより安定した生活を送ることができるよう、市内医療機関と連携します。
②	退院時にはスムーズに在宅生活につなげることができるように関係機関との調整を図ります。
3 障害者歯科検診事業の充実	
①	「明石市立障害者歯科診療所」については障害のある人の歯科診療の専門施設として、その周知に努めます。
4 医療的ケアが必要な人への支援の充実 【明石市障害児福祉計画（第1期）重点施策】	
①	医療的ケアに係る理解を拡げていくために、事業所等を対象とする啓発研修の開催や、医療機関等関係機関との連携を促進します。
②	医療的ケアに一定の対応ができる事業所を増やしていくために、事業所の従事者を対象とする研修会の開催などを支援します。
③	保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障害のある子ども及びその家族への支援を図ります。

3-3 健康の保持・増進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	健康増進施策の充実
①	子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守っていけるように健康づくりに関する正しい知識の普及と啓発に努めます。

3-4 精神保健医療と難病対策の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	精神保健活動の推進
①	心の健康づくりに関する理解が市民に深まるよう、広報・啓発に努めます。
②	精神障害のある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙などによる啓発に努めます。
2	精神障害のある人の地域生活移行支援の推進 【明石市障害福祉計画（第5期）重点施策】
①	精神保健を担当する健康推進課と連携し、現状の会議の場の工夫を含め、協議の場を設定します。精神障害のある人に関わる関係機関の協議においては、地域移行支援にかかる課題の共有とその対応策を検討し、各機関の役割を明確にします。そのことにより、精神障害のある人への福祉サービスや就労支援などの切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。
3	在宅難病患者の療養支援
①	在宅難病患者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるために、保健、医療、福祉関係者の資質の向上とネットワークの構築を図ります。

基本目標 4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充

▼現状の課題

- 本市では、平成 27 年度より「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を施行しており、市役所職員や市内小学生を対象とした手話の普及、タブレット端末を活用した市内各所での遠隔手話通訳対応体制の整備、また電話リレーサービスを活用した市への手話や文字での直接の問い合わせなど、情報入手やコミュニケーションのための様々な支援に取り組んでいます。
- また、「障害者配慮条例」に基づいた合理的配慮提供支援の一環として、民間事業者などへの折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成など環境を整備する費用の助成を行っています。
- 「障害福祉のしおり（点字版）」や「声の広報」、「点字広報」など、障害のある人に対応した情報提供の媒体を作成しています。

4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 手話通訳者・要約筆記者の確保・養成	
①	手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成を図ります。
2 点訳・音訳ボランティアの確保・養成	
①	点訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアの確保・養成を図ります。
3 盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成【新規】	
①	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成を図ります。

4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害福祉サービスなどの情報提供の充実	
①	「障害福祉のしおり」や「あかし市民便利帳」、ホームページ及び広報紙等により、サービスなどの情報提供を充実します。
2 コミュニケーション支援事業	
①	「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害などにより、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。
3 要約筆記者派遣事業の周知と利用促進	
①	要約筆記者を十分活用してもらえよう、要約筆記者派遣事業の周知と利用促進に努めます。

4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害のある人に配慮した情報発信の充実	
①	必要な情報を分かりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にとっても見やすい、読みやすい広報紙やホームページを目指します。また、必要な情報を得られるよう、今後も内容の充実を図っていきます。
②	行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。
2 「声の広報」「点字広報」の充実	
①	視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、「声の広報」や「点字広報」の情報内容充実を図ります。
3 聴覚障害のある人に配慮した通信・コミュニケーション手段の充実 【新規】	
①	遠隔手話通訳の継続実施や電話リレーサービスの更なる周知の啓発、手話フォンの利用促進などと合わせて、それぞれの事業内容を広く市民に周知啓発します。

基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために

▼現状の課題

- 障害のある子どもを対象としたサービスについては、平成24年4月の「児童福祉法」改正により、障害種別で分かれていた体系が一元化することになりました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子どもの支援体制の強化が図られています。
- 地域において、障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健、医療、教育、保育、福祉などの関係者が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じた支援を行うことが求められています。
- 事業所アンケート調査においても、障害のある児童が地域で育ち、学び合うために必要な取り組みとして、福祉と教育・保育との連携が重要であるという意見が非常に多くなっています。
- 国においては、障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づき、すべての子どもに最も適した学びの場を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。本市では平成30年度現在で「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の検討が進められており、市政全般において、だれ一人として取り残すことのないやさしいまちづくりをより強化していきます。
- 稲美町にある「兵庫県立いなみ野特別支援学校」については、本市からの利用者も多くいますが、対象となる障害のある子どもの増加により、受け入れが困難になる可能性が関係団体調査において指摘されています。明石市内で受け入れが可能な学校の整備や支援体制の構築を求める意見もみられます。

5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 発達相談の充実	
①	発達の遅れや障害の疑われる子どもに対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。
2 明石市立発達支援センターを中心とする支援体制の充実	
①	保育所・幼稚園・認定こども園・学校において、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの発達障害のある子どもを早期に発見し、実態を適確に把握し、必要な支援を行います。
②	発達障害のある子どもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談、助言を行います。また、乳幼児期以降についても、日常生活に関するさまざまな相談に応じるなど、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。
③	地域での生活支援、権利擁護、就労支援、発達障害のある人の家族への支援などを行います。
3 明石市立ゆりかご園、明石市立あおぞら園の充実	
①	明石市立ゆりかご園は、就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターとして、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、生活指導、相談支援などの療育を行います。 また、学齢期以降の人に対しても、必要に応じて機能訓練や生活指導を実施します。
②	明石市立あおぞら園は、就学前の知的障害のある子どもが通園する福祉型児童発達支援センターとして、セラピストと保育士による多角的な療育を実施し、子どもの発達を促します。
③	保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を実施し、専門相談機関として、機能の充実を図ります。
4 児童発達支援の提供体制の充実	
①	身近なところで児童発達支援が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
5 専門指導員による支援体制の充実	
①	専門指導員（臨床心理士等）が各校園を巡回し、保護者や教職員に対して指導助言を行います。

No.	施策目標
6 地域における支援の担い手の育成	
①	発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、保育士や幼稚園・認定こども園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。
7 保育所・幼稚園・認定こども園の受入れの充実	
①	保育士や介助員の加配職員の配置等により、障害のある子どもの受入れ体制の充実を図ります。
②	様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた「個別の指導計画」に基づき、保育を進めます。
③	保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。
8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実	
①	障害のある子どもの居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスの利用を促進します。
②	放課後児童クラブで受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。
9 関係機関との連携の推進【新規】	
①	障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉など関係機関の連携を推進します。

5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害のある子どもに対する教育の充実	
①	特別支援教育に関する校内外委員会を設置し、障害のある子どもの実態把握や、関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制の確立を推進します。
②	各校園内に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の中心的役割を担えるような体制を整えます。
③	支援が必要な子どもに対して、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。
2 通級指導教室の充実	
①	通級指導教室を活用し、対象となる子どもへの支援の充実を図ります。
②	通級指導担当者は、各校園の通級指導の情報共有や、校内外での連携を図り、効果的な支援に努めます。
3 インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築	
①	障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行うとともに、医療、福祉、教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築や、「サポートノート」の活用等による就学期における情報の共有化に努めます。
②	障害のある子どもが安全に安心して教育を受けられるよう、校内外の施設及び設備の充実に引き続き努めます。
4 障害のある人への理解を促す教育の推進	
①	総合的な学習の時間などを活用し、市内の校内外の子どもを対象に、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人への正しい理解・認識と、思いやりの心を育む活動を支援します。
②	校内外での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図ります。
5 特別支援教育への地域の理解の促進	
①	校内外行事などに地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある子どもとの自然なふれあいを通じて相互理解を図るなど、地域ぐるみでの特別支援教育の推進に努めます。
6 卒業後の支援体制の充実	
①	学校教育終了後、障害のある子どもが適切な進路選択ができるよう、支援体制の更なる充実を図ります。
②	教育機関と障害者支援施設、地域活動支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関との連携を促進します。これらの関係機関とともに、障害福祉サービス等の内容や卒業前・卒業後のサービスへの手続きなどについて、保護者に周知できるように、調整を図ります。

基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援

▼現状の課題

- 障害のある人の一般企業への就労（一般就労）を促進していくためには、労働行政機関や企業等は障害のある人の障害の特性や配慮の内容を、福祉行政機関や障害福祉サービス事業所等は企業のニーズや実情を把握する必要があり、相互の連携は欠かせません。また、心身の状況から一般就労が困難な人に対しては、障害福祉サービス事業所等での就労（福祉的就労）の場を適切に確保し、工賃水準の向上を図っていく必要があります。
- 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」等で行われていますが、引き続き障害のある人それぞれの意欲や能力、適性に応じた対応が必要です。さらに就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立や、離職後の再就労へのチャレンジを支援できる体制づくりが求められています。
- 法定雇用率については、平成30年より水準が引き上げられており、また、精神障害のある人が法定雇用率の対象となりました。今後も、障害のある人の働きやすい職場環境を整備することが必要です。
- 雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止、及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）」に基づき、障害のある人と障害のない人との均等な機会及び待遇の確保、並びに障害のある人が自己の能力を有効に発揮できる環境の整備を促進することが必要です。
- 発達障害や高次脳機能障害のある人、または難病患者であっても、障害者手帳を所持しない人は法定雇用率の対象外となっており、手帳を所持している人に比べ、企業への就職がより厳しい状況となっています。
- 企業などにおいては、法定雇用率の達成に加え、障害特性を十分に理解し、障害のある人への「必要かつ合理的な配慮」を実践することにより、働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要です。
- ヒアリング調査では、障害のある人が職場に定着することができるよう、各事業所をはじめ、障害福祉に関わる機関や団体同士の連携による包括的な支援が必要であるという意見がみられます。

6 - 1 就労支援の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 就労支援体制の充実	
①	「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」のさらなる機能の充実を図り、障害のある人の企業就労を支援します。
②	公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、障害者職業センターなどの関係機関と連携し、引き続き就労支援体制の充実を図ります。
2 「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	
①	一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を引き続き推進します。
3 職業リハビリテーション施策の推進	
①	障害のある人の職業能力、社会適応能力の向上のため、情報交換の場の設置を検討する等、関係機関と連携を図りながら取り組みを支援します。
②	鍼灸・マッサージなどの職業に関する技能の修得や、IT関連分野の技術習得につながる訓練施設や職業能力開発校の紹介を行います。
③	就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ制度の周知を図ります。
④	職場実習を行うために、実習協力企業の確保に努めます。
4 職業的自立に向けた生活に関する助言、援助等の生活支援の実施	
①	日常生活に関する問題についての相談援助、金銭管理や衣食住関係、健康管理等への支援を関係機関とともに行います。

6-2 障害者雇用における企業などへの支援

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害者雇用に関する啓発	
①	広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率などの周知に取り組みます。
②	障害のある人の雇用に積極的に取り組む市内の企業や事業所を広報紙や市ホームページ等により紹介するなど、障害者雇用に関する啓発に取り組みます。
③	兵庫労働局や兵庫県などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて市内の企業や事業所の障害者雇用に関する啓発に取り組みます。
2 障害者雇用に関する情報提供	
①	公共職業安定所（ハローワーク）など各種関係機関と連携し、事業主への障害のある人の雇用に関する各種助成制度、税制上の優遇措置などの周知に継続して取り組みます。
②	障害のある人の雇用についての広報や助成制度に関する情報提供などを通じて、障害のある人のニーズに合った職場の開拓に努めます。また、現在障害のある人を雇用している企業・事業所に対して必要な助言等を行います。

6-3 多様な就労の場の確保

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 日中活動事業所の運営基盤強化への支援	
①	「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。
②	就労支援事業所などで作られた製品について、市のイベントなどでの積極的な活用や、市役所や市の関連施設のスペースを活用した販売を継続し、障害のある人の工賃向上への取り組みを支援します。 また、自主製品の販路拡大を図る目的から、民間企業のイベント開催時への働きかけや大規模小売店などでの店頭販売などの協力支援を働きかけます。
③	障害のある人を支援する事業所などで作られた製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大など、利用者の工賃向上に向けた取り組みを支援します。
2 市役所を通じた障害者雇用の促進	
①	障害のある人の雇用において先導的な役割を果たすため、市における障害者雇用率の向上と障害のある人の計画的な雇用を図ります。
②	市役所内に設置されている就労継続支援B型事業所「時のわらし」や「福祉コンビニ」などを通じて障害のある人の雇用の促進に努めるとともに、市が出資・補助などを行っている法人への雇用の働きかけを行います。
③	障害のある人の雇用を拡大するため、市が取り組む事業について、市内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などへの委託を推進します。 公共工事の品質評価型入札制度において、障害のある人の積極的雇用の項目を追加するなどし、障害のある人の雇用の促進に努めます。
④	障害者支援施設などからの随意契約の範囲が、役務の提供を受ける場合にも拡大されており、この制度の周知を図り、受注機会の拡大を図れるよう取り組みを進めます。

基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために

▼現状の課題

- 平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、障害があっても、その特性や程度に応じて、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援する必要があります。
- 2020年には、東京でのオリンピック・パラリンピック開催が決定しており、本市は共生社会ホストタウンとして指定されています。障害のあるスポーツ選手との交流を通じて、障害に対する理解促進が期待されますが、本市を訪れる選手の人々が過ごしやすいまちとなるよう、引き続き理解啓発を進めていく必要があります。
- 障害のある人の文化・芸術活動について、作品そのものの芸術性を評価する動きが本市でもみられるようになってきています。本市では、「ARTSHIP 明石」が平成25年度より毎年開催されています。
- 平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されており、障害のある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。
- ヒアリング調査においては、障害のある人が主となって開催されているイベント等で、障害のない人も一緒に参加し、活動することが今後の理解促進に重要であるという意見がみられます。

7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 各種活動の充実	
①	障害の有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮した取り組みを充実します。
②	障害のある人の団体に対して、障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。
③	スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動により、様々な団体や通所施設間での交流が図れるよう、場所や機会の確保についての支援の充実に努めます。

7-2 スポーツ活動の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 スポーツ活動の充実	
①	障害のある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。
②	活動成果の発表と交流の場として、障害のある人のスポーツ大会などへの参加を促進します。

7-3 文化・芸術活動への支援

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 文化・芸術活動への支援	
①	障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に取り組みます。

基本目標 8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

▼現状の課題

- 平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見と迅速・的確な対応に積極的に取り組んでいます。
- 「障害者基本法」第 4 条に規定する「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を学校や企業、地域社会などに普及し、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充に努めることが必要です。
- 現在国においては、「障害者差別解消法」の制定にともない、差別の定義、「合理的配慮」の考え方、差別事案に対応する体制や具体的な対応手順など、法制度の内容について議論が行われているところです。今後、国や兵庫県と連携し、法制度に基づく取り組みを推進していく必要があります。
- 本市では、平成 28 年度より「障害者配慮条例」を施行しており、この条例に基づき、市内の事業者や団体が行う合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の実施や、差別解消のための相談体制の強化、行政機関の職員や市民の障害理解の促進など、差別解消に向けた環境整備の取り組みを進めています。
- 普段の暮らしの中で差別を受けていると感じている人は依然として多くいます。法律や条例に基づき、今後も差別解消・合理的配慮提供を促進するための取り組みを進めていく必要があります。
- ヒアリング調査では、市民だけでなく、地域で活動している人や事業者、医療機関も、障害のある人に対する配慮が、現状よりも更に必要であるという意見がみられます。

8-1 障害者虐待への対応

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害者虐待への対応	
①	虐待対応の窓口となる「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」などの虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。

8-2 差別解消及び障害理解の促進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害者差別解消への取り組みの充実	
①	「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。
②	国の基本方針を踏まえ、「障害者差別解消法」及び「障害者配慮条例」に基づく様々な取り組みを推進し、障害を理由とする差別解消に努めます。
2 障害への正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	
①	イベント、広報紙やマスメディア、企業や学校、地域社会などを通じ、「日常生活又は社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という社会モデルに基づく障害のある人の定義や、「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の必要性」など、障害や障害のある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。
②	広報紙や出前講座などを通じた啓発・広報活動を引き続き実施します。
③	「障害者基本法」で定める「障害者週間」（12月3日～9日）についてイベントなどを通じて周知を図ります。
④	障害のある人への理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティア団体などが行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動などを支援します。
⑤	施設の整備が円滑に進むよう、近隣住民の理解・協力を得るために法人・事業者が行う取り組みを支援します。

No.	施策目標
3 精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者等への理解の促進	
①	精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解を深めるため、関係機関と連携して講演会などを開催し、障害への正しい知識の普及に努めます。さらに、患者会や家族会などの関係団体への支援に努めます。
4 民生委員・児童委員に対する研修の実施	
①	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員へ障害者福祉に関する研修を実施し、地域での相談業務の充実を図ります。
5 人権意識の普及・高揚	
①	人権についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重し合う正しい人権意識の普及・高揚を図ります。
6 市職員の障害のある人に関する行事、イベントなどへの参加	
①	市職員に障害者福祉に関する行事、イベント、研修会などへの積極的な参加を促します。
7 地域における自発的な各種交流活動への支援	
①	障害のある人の団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。
8 「障害者配慮条例」に基づく合理的配慮提供の支援 【新規】	
①	民間事業者や地域の団体が合理的配慮を提供していくために、折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成など環境を整備する費用を助成します。

8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	事業実施における合理的配慮の提供
①	市の事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行います。
2	市職員への研修の実施
①	市の職員に対して、障害のある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮を周知します。

8-4 成年後見制度の利用支援

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	成年後見制度の利用等による権利擁護の推進
①	明石市後見支援センターは、意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図っていきます。

8-5 消費者相談の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	消費者相談の充実
①	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、ファクシミリやEメール等での相談の受付や、障害のある人に関する理解を促進するための研修へ相談員が参加するなど、障害のある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めます。

8-6 更生支援の実施

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	罪に問われた障害のある人に対する支援 【新規】
①	判断に不安のある人が罪に問われた場合、刑事司法関係機関（検察庁、刑務所等）と連携を図り、障害者手帳の申請、障害福祉サービスの受給、就労の支援等、円滑に社会復帰するための支援を行います。

資料編

1. 統計資料

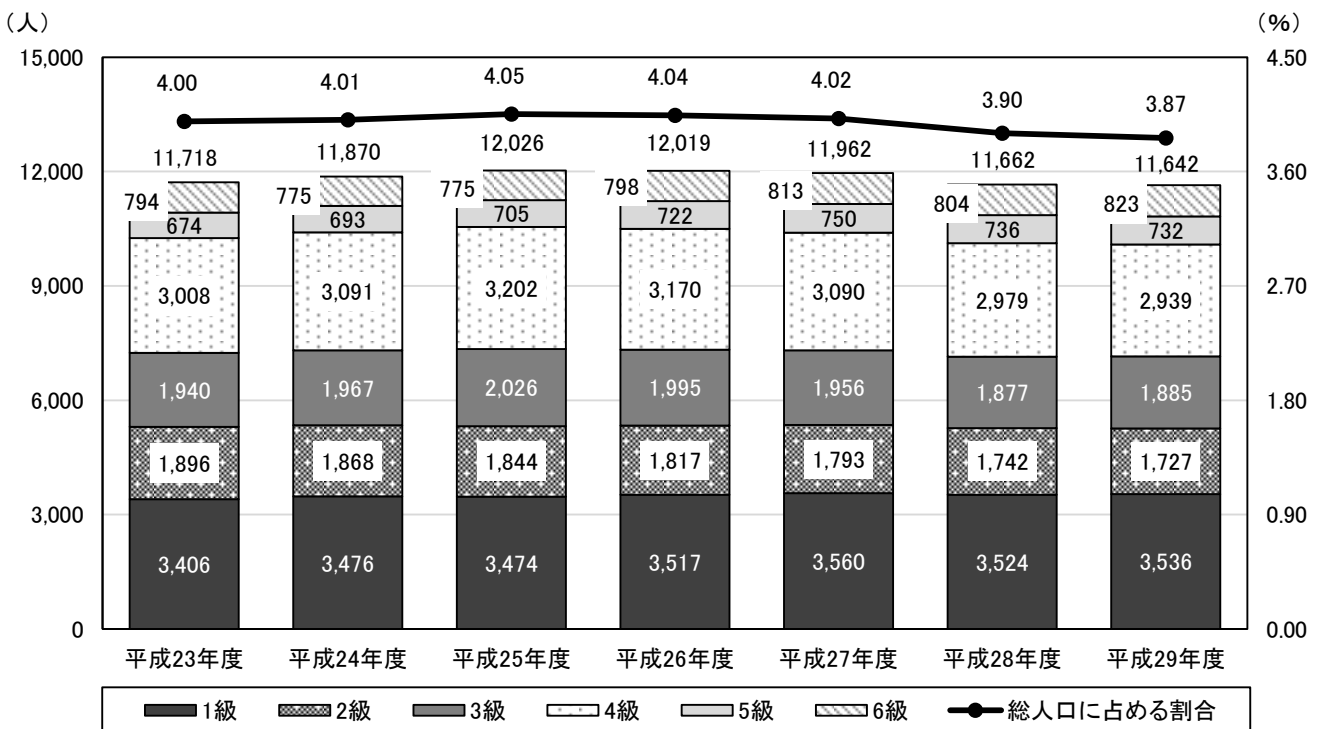
1-1 障害のある人の人数の推移

(1) 身体障害のある人

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

- 本市の身体障害者手帳所持者数は、平成23年度から平成25年度にかけて増加していましたが、平成26年度以降は減少傾向となっています。
- 平成29年度時点での身体障害者手帳所持者数は11,642人で、本市の総人口301,199人に対して3.87%を占めています。
- 等級別で見ると、平成29年度で1級が3,536人と最も多く、次いで4級が2,939人となっています。平成23年度と比較すると、1級は130人増加、4級は69人減少しています。

◆ 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移



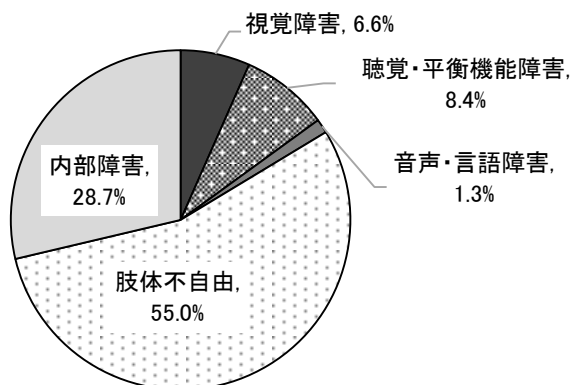
資料：明石市障害福祉課（身体障害者手帳所持者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度4月1日現在）

■ 障害の種別構成割合

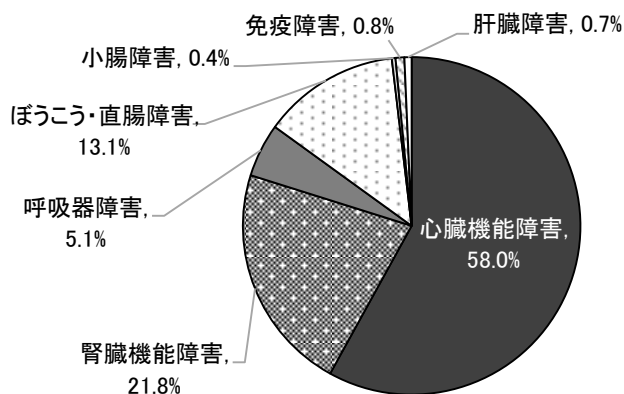
○平成 29 年度の身体障害者手帳所持者数を障害種別で見ると、肢体不自由が 55.0%と最も高く、次いで内部障害が 28.7%となっています。また、内部障害の内訳をみると、心臓機能障害が 58.0%と最も高く、次いで腎臓機能障害が 21.8%となっています。

◆ 身体障害者手帳所持者の障害種別の状況

身体障害者（合計：11,642 人）



内部障害（合計：3,340 人）

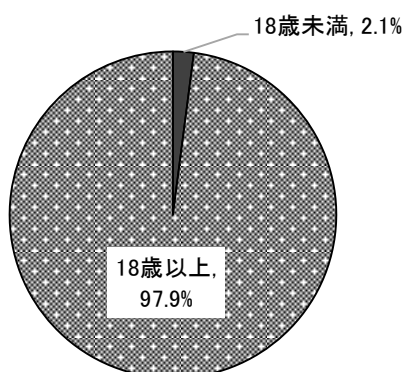


資料：明石市障害福祉課（平成 29 年度末現在）

■ 年齢別内訳

○平成 29 年度の身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、18 歳未満が 2.1%、18 歳以上が 97.9%となっています。

◆ 身体障害者手帳所持者の年齢別の状況



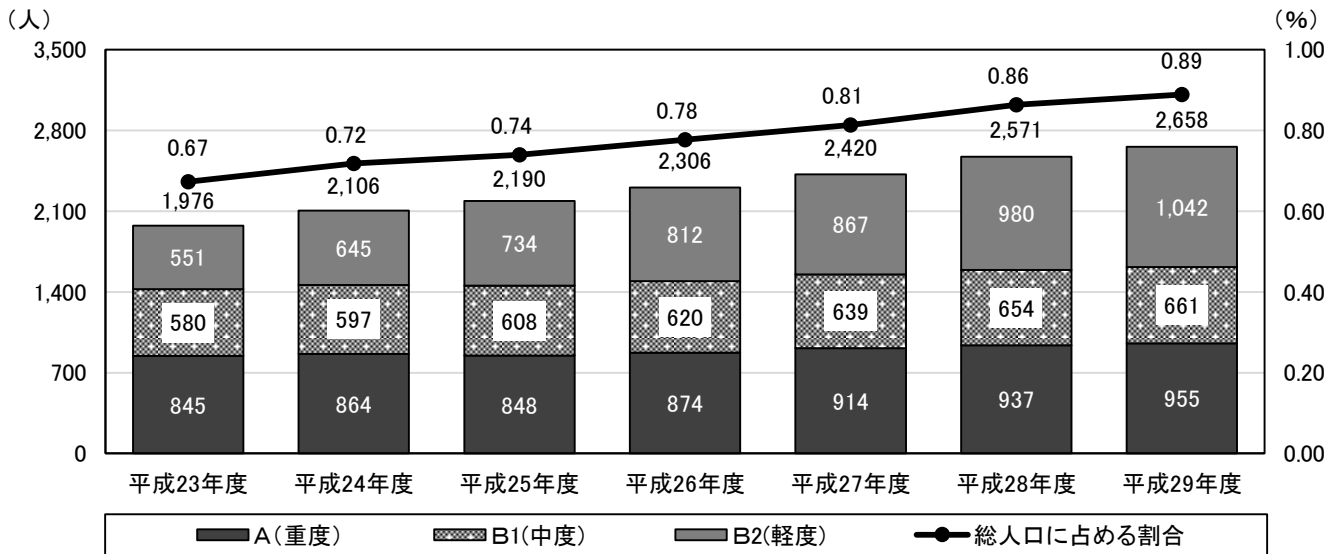
資料：明石市障害福祉課（平成 29 年度末現在）

(2) 知的障害のある人

■療育手帳所持者数の推移

- 本市の療育手帳所持者数は年々増加している傾向にあります。
- 平成 29 年度時点での療育手帳所持者数は 2,658 人で、本市の総人口 301,199 人に対して 0.89%を占めています。
- 程度別で見ると、平成 29 年度で B2（軽度）が 1,042 人と最も多くなっています。平成 23 年度と比較すると、B2（軽度）は 491 人増加しています。

◆障害の程度別療育手帳所持者数の推移

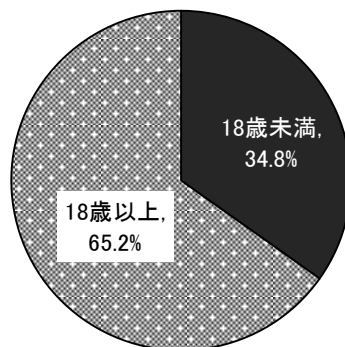


資料：明石市障害福祉課（療育手帳所持者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度 4 月 1 日現在）

■年齢別内訳

- 平成 29 年度の療育手帳所持者数を年齢別で見ると、18 歳未満が 34.8%、18 歳以上が 65.2%となっています。

◆療育手帳所持者の年齢別の状況



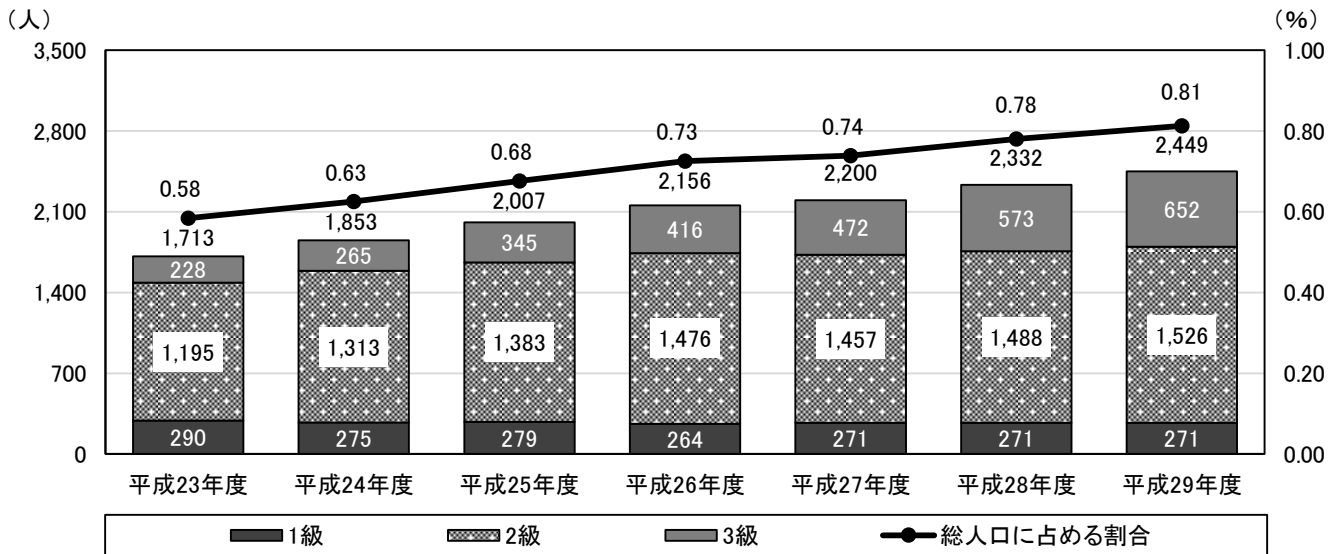
資料：明石市障害福祉課（平成 29 年度末現在）

(3) 精神障害のある人

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

- 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加している傾向にあります。
- 平成 29 年度時点での精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,449 人で、本市の総人口 301,199 人に対して 0.81%を占めています。
- 等級別でみると、平成 29 年度で 2 級が 1,526 人と最も多くなっています。平成 23 年度と比較すると、2 級は 331 人増加しています。

◆ 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

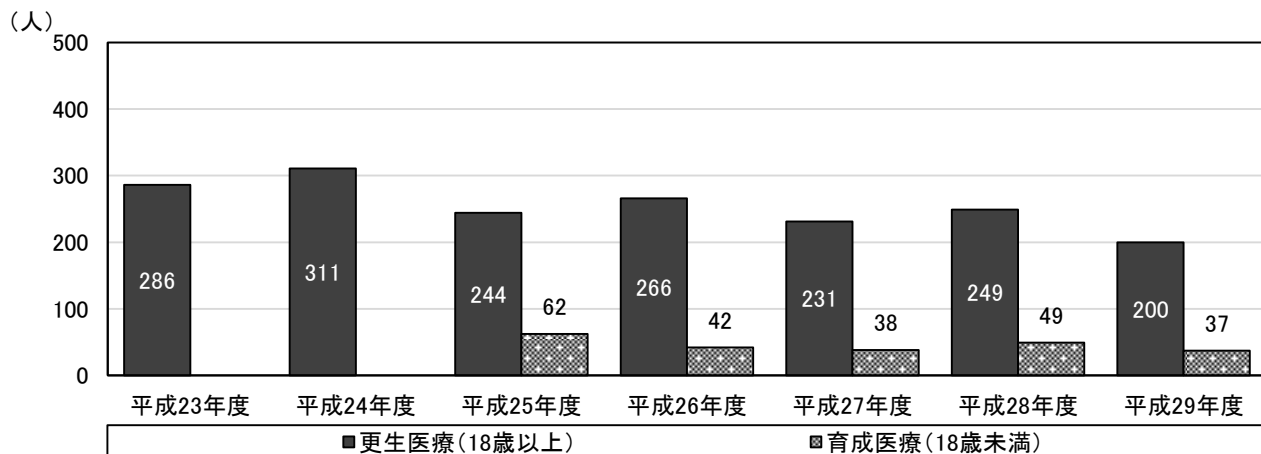


資料：明石市障害福祉課（精神障害者保健福祉手帳所持者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度 4 月 1 日現在）

■ 自立支援医療の支給状況

○本市の更生医療受給者数及び育成医療受給者数は減少傾向となっており、平成 29 年度時点での受給者数は、更生医療受給者数が 200 人、育成医療受給者数は 37 人となっています。

◆ 自立支援医療受給者数の推移



資料：明石市障害福祉課（各年度末現在）

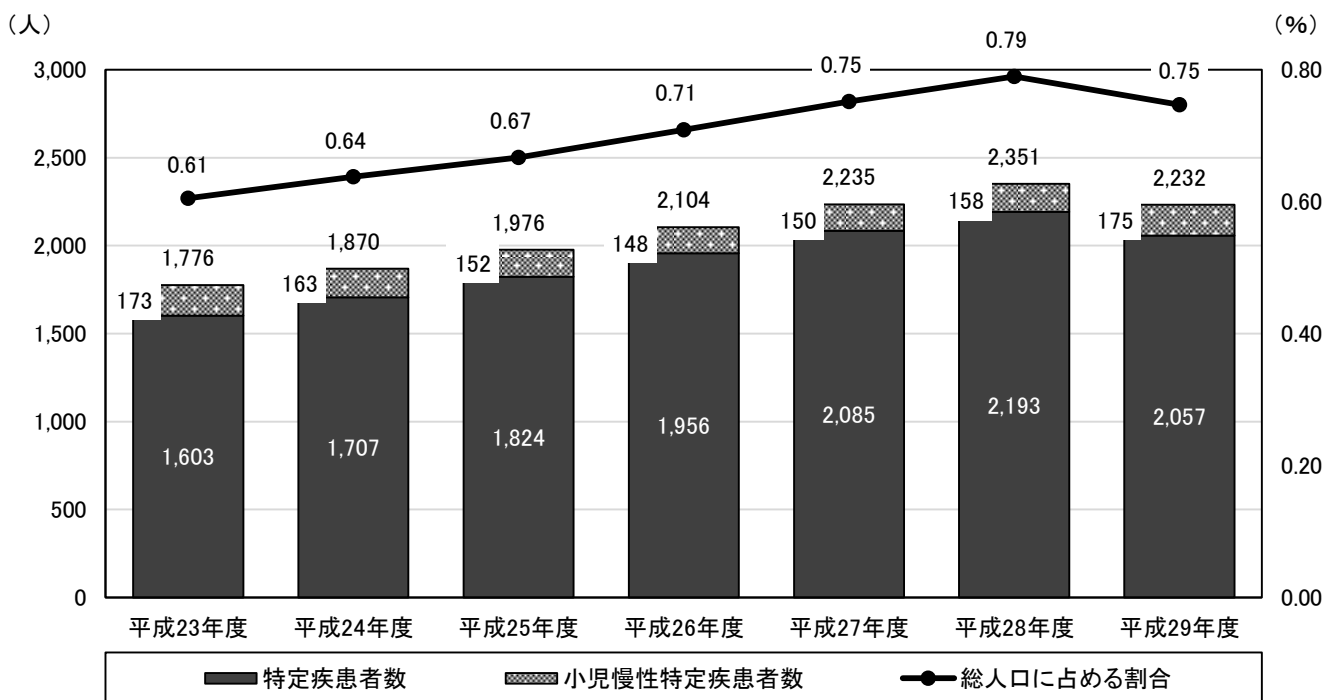
※育成医療事務は平成 25 年度に兵庫県から市へ移譲

(4) 難病患者

■ 特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

- 本市の特定医療費（指定難病）受給者数は、増加傾向でしたが、平成 27 年の「難病法」改正※¹による 3 年間の経過措置※²が平成 29 年 12 月末で終了したことで、平成 29 年度は減少しています。
- 小児慢性特定疾病医療受給者数は、年々増加傾向となっています。
- 平成 29 年度末時点での特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の総数は 2,232 人で、本市の総人口 301,199 人に対して 0.75%を占めています。

◆ 特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



- 平成 27 年以降、特定患者数は特定医療費（指定難病）受給者数
- 平成 27 年以降、小児慢性特定患者数は小児慢性特定疾病医療受給者数

- ※ 1 法改正により対象疾病は 56 から 110 に拡大し、その後毎年見直しされており、平成 30 年 4 月時点で 331 の疾病が対象になっています。
- ※ 2 既認定者（平成 26 年 12 月末時点における特定疾患治療研究事業の受給者）のうち、重症度分類が「軽症」の患者が助成の対象外となりました。

資料：明石市障害福祉課（特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度 4 月 1 日現在）

1 - 2 進路の状況

■特別支援学校卒業生の進路状況

○特別支援学校卒業生の進路状況の推移をみると、いずれも「施設」が最も多く、福祉施設等に通所する人が大多数を占めています。

(明石市立養護学校、兵庫県立いなみ野特別支援学校、神戸大学附属特別支援学校)

◆特別支援学校卒業生の進路状況

単位：人

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	①全学年生徒数		161	139	139	117	142	133
②卒業生徒数		42	30	49	26	39	33	50
③進学者数		1	-	-	-	1	1	-
④一般就労者数合計		1	1	-	-	2	2	2
⑤一般就労者数業種別内訳	農業	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	漁業・水産養殖業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1	-	-	-	1	-	2
	電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-
	卸売業・小売業	-	-	-	-	1	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	-	-	-	-	-	-	-
	公務	-	-	-	-	-	-	-
	医療・福祉業	-	1	-	-	-	1	-
その他	-	-	-	-	-	1	-	
⑥施設合計		40	28	49	25	36	29	47
⑦在宅・その他合計		-	1	-	1	-	1	1

2. 明石市地域自立支援協議会の委員構成

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体、関係機関代表者、公募委員などから構成される「明石市地域自立支援協議会」において検討を行いました。

【明石市地域自立支援協議会 名簿】

区 分		氏 名	団体・職名等
学識経験のある者	1	黒田 大治郎	元神戸学院大学大学院教授、工学博士
保健、医療及び福祉に係る団体を代表する者	2	前田 享子	明石市民生児童委員協議会 障害福祉専門部会長
	3	飯村 一誠	明石市医師会 理事
	4	河石 洋美	兵庫県精神保健福祉士協会 理事
障害者施設において障害者支援に関する事業に従事する者	5	瀧口 幸司	博由園 管理者
	6	小松 正和	木の根学園 総括管理者
障害者団体を代表する者	7	板村 昌和	明石市身体障害者福祉協会 会長
	8	四方 成之	明石地区手をつなぐ育成会 会長
	9	吉田 静一郎	明石ともしび会家族会 副会長
ボランティア団体その他の地域福祉に携わる団体を代表する者	10	坂口 逸子	明石市ボランティア連絡会 会長
	11	山下 孝光	明石市社会福祉協議会 副理事長
関係行政機関の職員	12	前川 達久	明石公共職業安定所 次長
その他市長が特に必要と認める者	13	渡邊 信雄	公募市民
	14	田井 正明	公募市民
	15	坂戸 真由美	公募市民
	16	瓜生 八代子	公募市民

3. 策定経過

年月日	内容
平成 30 年 7 月 4 日	<p>【第 1 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 明石市第 5 次障害者計画策定について (2) 計画策定のスケジュールについて (3) アンケート調査、関係団体調査の実施について
平成 30 年 7 月 11 日～ 平成 30 年 8 月 10 日	<p>【アンケート調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の配布・回収（7/25～8/10） <p>【関係団体調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の配布・回収（7/11～7/31） ・面談調査の実施（8/3～8/10）
平成 30 年 10 月 10 日	<p>【第 2 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート調査結果・関係団体調査結果について (2) 明石市第 4 次障害者計画進捗状況の報告 (3) 明石市第 5 次障害者計画骨子（案）について
平成 30 年 10 月 22 日	<p>【関係各課調整会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 明石市第 5 次障害者計画素案について
平成 30 年 11 月 21 日	<p>【第 3 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 明石市第 5 次障害者計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
平成 30 年 12 月 17 日～ 平成 31 年 1 月 18 日	<p>【パブリックコメントの実施】</p>
平成 31 年 2 月 13 日	<p>【第 4 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果報告 (2) 明石市第 5 次障害者計画（案）について

4. 用語説明

あ

◆（仮称）あかしインクルーシブ条例

本市が掲げてきた「やさしいまちづくり」の実現に向けて、「誰も置き去りにしない」インクルーシブな社会を構築していくための全市的な指針となる条例。

◆明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例

罪に問われた人等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする、本市における更生支援に関する施策の基本となる事項を定める条例。

◆アクセシビリティ（Accessibility）

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

◆インクルーシブ(Inclusive)

「包括的な」「包み込む」という意味の英語。特に福祉分野においては、「差別や区別なく、すべての人が対象となる」といった意味で使用される。

◆オストメイト(Ostomate)

事故や病気などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部を増設した人のこと。

か

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。明石市では、「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」として平成 24 年 10 月より業務開始。

◆共生社会ホストタウン

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る自治体。

◆合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

◆コミュニケーションボード

話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある人たちに対して、分かりやすいイラストを指で差しながら意思を伝えることができるツール。

◆コンパクトシティ(Compact City)

郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、及び中心市街地の活性化等が図られた、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市、あるいはそれを目指した都市開発のこと。

さ

◆災害時避難行動要支援者（要援護者）

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

◆サポートノート

主に発達障害のある人の保護者と支援者、支援者と支援者をつなぐ連絡の手段として平成 18 年 10 月に作成されたもの。乳幼児期から成人期に渡って記入でき、支援機関に本人の情報を伝える時の資料や成長の記録として利用するノート。

◆社会モデル

人が日常生活を送るにあたり、その活動に支障をきたす（障害がある）原因を、その人の身体・精神的特性にあるとみる（医学モデル）のではなく、その人の特性に対応できる環境が社会において構築されていないとみる考え方。

◆手話言語・障害者コミュニケーション条例

正式名称は「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」。障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定めた本市の条例。平成 27 年度より施行。

◆障害者就労・生活支援センターあくと

地域の関係機関と連携し、就労相談から就業準備、職場定着にいたるまで、その人に必要な就業面・生活面の一体的な相談支援を実施している機関。平成 21 年に設置。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、平成 30 年 6 月に施行された法律。文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大や、創造された作品の権利の保護や販売等の推進、文化芸術活動を通じた交流の促進などが定められている。

◆障害者配慮条例

正式名称は「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」。障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するために、合理的配慮の提供支援や障害理解の啓発に関する施策を推進するための条例。平成 28 年度より施行。

◆ジョブコーチ

障害のある人が就労するにあたり、職場への適応が円滑に進むよう、できることやできないことを伝えるなど、就労定着に向けた支援環境を整える人。

◆成年後見制度

知的障害や精神障害など、判断能力に不安のある人が、財産管理やサービスの利用に際して不利益を被ることがないように、後見人や保佐人、補助人を通じて保護・支援する制度。

た

◆地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目標として、障害児者の福祉に関わる関係者が集まり、地域課題や取り組みなどについて協議を行う場。

◆地域総合支援センター

保健師や社会福祉士等の専門職が、高齢者や障害者、子どもなど、生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う本市独自の専門機関。地域の支援拠点として、また、市民の身近な相談窓口としての機能を担っている。

◆地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった 5 つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

は

◆発達障害

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障害、学習症 (LD)、注意欠陥多動症 (ADHD)、自閉スペクトラム症 (ASD) その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー(Barrier-Free)

障害のある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々な障壁 (バリア) となるものを取りのぞくこと。

◆ピアサポーター(Peer Supporter)

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗ったり、サービス利用等の意思決定の際に助言を行う人。

◆福祉避難所

災害時に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

◆ヘルプカード

障害のある人が災害時や外出先で困ったとき、自分の情報を周囲に伝え、適切な支援を得られるようにするためのカード。連絡先や障害の特徴、支援してほしい内容を記載する欄があり、障害のある人がそれを提示することにより、周囲の人に必要な支援を求めることができる。

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

や

◆ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会の実現に向け、ソーシャルインクルージョン（誰もが孤立せず、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会の構成員として包み支え合う考え方）やユニバーサルデザインの考え方を普及させることを目的とした兵庫県の条例。

◆ユニバーサルデザイン(Universal Design)

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、だれもが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

◆ユニバーサルデザインタクシー

健康な人、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊婦など、様々な人が利用できる構造を持つタクシー車両。標準的な車いすで乗車可能な仕様であることが国の認定条件とされている。

平成 30 年 10 月 1 日現在で、明石市では 4 台導入されている。通常のタクシー営業として使用、予約なしでも利用でき、運賃料金が一般のタクシーと同額。

ら

◆リハビリテーション(Rehabilitation)

運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障害がある人の「全人的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会的統合を実現するための手段。

◆レスパイトケア(Respite Care)

障害者や高齢者など、介護を必要とする人が福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援。ショートステイや放課後等デイサービスが該当する。

英数字

◆ARTSHIP 明石

障害のある人の豊かな表現活動と、アートを通じたユニバーサル社会の実現のために、障害のある人が作成した作品を展示する場。

◆SDGs

正式名称は「Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標」。平成 27 年度に国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成すべき目標。「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「住み続けられるまちづくり」など 17 項目の目標が設定されている。

◆SNS

「Social Networking Service」の略称。インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービス。Twitter や LINE、Facebook や Instagram などが SNS に含まれる。

明石市第5次障害者計画

発行年月：2019年（平成31年）3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

編集：明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課

電話：(078) 918-1344

FAX：(078) 918-5244
